

令和7年度
芸西村教育施設集約化
基本計画案

報 告 書

令和7年度芸西村教育施設集約化設計条件検討支援

委託業務の中間とりまとめ案

令和8年3月31日

高知県安芸郡芸西村
教育委員会事務局

目 次

1 業務概要	1
2 与条件等の整理.....	5
1) 現地の状況確認.....	5
(1) 対象教育施設の現況.....	5
(2) 園児・児童・生徒・職員の現況.....	6
(3) 建設予定地の敷地現況	7
2) 敷地分析.....	12
(1) 地形条件	12
(2) 防災地盤条件	13
(3) 法規制条件.....	14
3 アンケート調査の実施.....	15
4 配置計画案の検討.....	16
1) 集約化施設の基本方針	16
2) 供用施設の検討.....	16
5 基本計画コンセプトの検討.....	18
1) 基本的な考え方.....	18
2) 集約化施設の計画基本方針	21
(1) 基本的な考え方.....	21
(2) 配置及び動線計画	21
(3) 交通アクセス	22
(4) 平面計画	22
(5) 立面計画・断面計画.....	23
(6) 構造計画	24
(7) 設備計画	24
(8) 自然環境配慮	24
(9) 維持管理対策	25
(10) 工事計画.....	25
6 基本計画案の検討.....	26
1) 基本計画検討の考え方.....	26
2) 面積算定表.....	28
3) 基本計画平面図.....	31
4) 完成予想CGパース図（動画は別途提示）	33
7 策定委員会・ワーキング・事業説明会の運営支援	39
8 施工計画と事業工程計画	40
1) 施工計画（ステップ図）の検討.....	40
2) ロードマップ（全体事業工程）の検討	43
9 参考資料：必要諸室の算定表	44

8) 業務の概要

1) 企画・準備

業務の背景や業務内容を確認するとともに、業務の進め方や手順を検討して、業務計画書を作成した。特に住民参加によるワークショップ形式での意見交換を実施するため、この進め方や、実施体制等の作業方針を立案した。

2) 上位関連計画等からの検討条件の整理

過年度の基本構想、基本計画、敷地造成基本設計の成果、並びにこれらの業務期間中の委員会意見、住民説明会での意見記録を確認し、今年度の検討作業の前提となる各種の条件整理、制約事項、選択条件等を取りまとめた。学校運営協議やコミュニティスクール推進の活動概況などの情報も含めて整理を行った。

3) 委員会・ワーキング部会等の運営支援

住民参加ワークショップ（以下WSと略す）の意見交換会を行う部会を3回、また過年度から継続する当該検討委員会を全5回実施した。なお、中間段階と最終検討委員会の後、村民保護者への報告説明会の開催し、これら会議等の準備資料・記録作成の支援を行った。

ワーキングのメンバーについては、20名程度を想定した。

※内訳：保護者PTA関係8名（保育所2名、幼稚園2名、小学校2名、中学校2名）、幼保・学校教職員計4名、民生委員1～2名、教育委員2名まで、住民公募5名程度

4) 設計条件検討にかかる資料作成

各委員会、住民WS、住民説明に必要となる配布資料作成、また計画図面、概算工事費、施工計画、比較表、完成予想イメージスケッチパースなどの設計条件を検討するための技術資料の作成を行った。

過年度の成果の変更案や新たな視点からの新計画案作成も想定されるため、これらを含めて最終回までの資料を作成した。

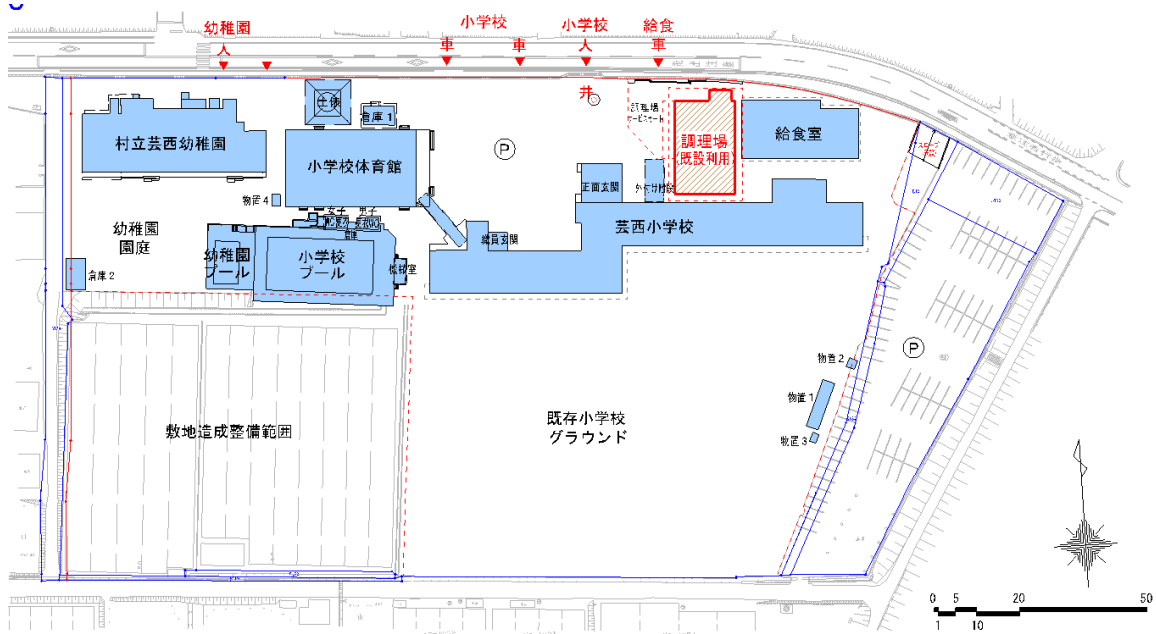
5) 特記仕様書案等の作成

以上の結果を踏まえて、令和6年度の当該基本計画業務にある基本設計業務の特記仕様書案を修正更新し、業務内容や設計条件、プロポーザルの実施要項など設計発注に必要な書式等を作成した。なお、設計条件の対応にかかるプロポーザルの提案テーマや提案審査基準（審査方法）等の作成についても支援業務の対象とした。

6) 基本設計業者選定の支援

基本設計業者の選定を年度内に予定するプロポーザル方式で業者選定に関して、質疑回答や審査にかかる技術面における支援を行い、年度末に基本設計業務の業者特定までを支援する。

7) 敷地の現況（現況施設配置図）



8) 工程計画

	令和7年								令和8年								
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月
1) 企画・準備	■																
2) 上位関連計画等からの検討条件の整理		■						■									
3) 委員会・ワーキング部会等の運営支援 検討委員会		①	②					③	④			⑤					
ワーキング部会 (WS)		①		②			③		④								
住民保護者説明会					②			③									
4) 設計条件検討にかかる資料作成		■															
5) 特記仕様書案等の作成								■									
6) 基本設計業者選定の支援 (★業者決定)									■								
7) 成果品のとりまとめ												■					■
8) 打合せ協議		●	●				●	●	●	●	●	●	●	●			
9) 成果品の作成												■					■

2 与条件等の整理

1) 現地の状況確認

(1) 対象教育施設の現況

												□芸西村学校教育施設の対象施設の概況表 (令和7年5月)				
項目	保育所			幼稚園			小学校			中学校			民地		村駐車場	
計画敷地				16,781			m ²						5,134 m ²		2,745 m ²	
敷地面積	2,230	m ²		1,859	m ²		14,043	m ²		8,877	m ²		5,134		2,745	
													畑/ハウス		駐車場	
延床面積	610 m ²			630 m ²			4,103 m ² 合計			3,143 m ² 合計						
							2,880 m ² 校舎			2,193 m ² 校舎						
							533 m ² 体育館			950 m ² 体育館						
							370 m ² 食堂									
							320 m ² 調理場									
構造階数	R C 平建			R C 平建			R C 3階建			校舎棟			R C 3階建		校舎棟	
							S R C 平建			体育館			S R C 平建		体育館	
諸室数	8	室 保育室		4	室 保育室		12	室 教室		6	室 教室					
							4	室 特支室		2	室 特支室					
室面積	42	m ² 大4室		63	m ²		65	m ²		59	m ²					
	35	m ² 小4室														
主特室	1	室 職員室		1	室 職員室		1	室 職員室		1	室 職員室					
	1	室 遊戯		1	室 遊戯		1	室 理科室		1	室 理科室					
	1	室 厨房					1	室 音楽室		1	室 音楽室					
							1	室 家庭科		1	室 家庭科					
							1	室 P C 室		1	室 P C 室					
							1	室 図書室		1	室 図書室					
										1	室 技術室					
										1	室 被覆室					

(2) 園児・児童・生徒・職員の現況

令和7年度 園児・児童・生徒数および職員数							
			令和7年5月1日				単位：人
保育所		0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	合計	職員数
	計	2	11	18	17	48	23
幼稚園		男	女	計	学年別計		職員数
	うみ	11	7	18	18		16
	そら	12	12	24	24	幼保合計	
	計	23	19	42	42	90	
※ () は特別支援学級人数 (内数ではない)							
小学校		男	女	計	学年別計		職員数
	1	16	7	23	28		
		(5)		(5)			
	2	5	14	19	23		
		(4)		(4)			
	3	12	13	25	31		
		(4)	(2)	(6)			
	4	14	17	31	33		
		(1)	(1)	(2)			
5	13	13	26	27			
	(1)		(1)				
6	11	15	26	28			
	(1)	(1)	(2)				
計	41	47	88	170			
特別支援学級 (人数は再掲)	ひまわりA (情)	5(1年)3(2年)		8			
	ひまわりB (情)	3(3年)1(4年)	2(3年)1(4年)	7			
	ひまわりC (情)	1(5年)1(6年)	1(6年)	3			
	すみれ (知)	1(2年)1(3年)		2			
中学校		男	女	計	学年別計	職員数	
	1	16	14	30	33		
		(1)	(2)	(3)			
	2	16	9	25	25		
		3	8	11			19
(2)		(2)					
計	26	20	46	79			
特別支援学級 (人数は再掲)	みどり (情)	1(3年)	2(1年)	2		小中合計	
	すみれ (知)	1(1年)1(3年)		2		249	
総合計						339	78

(3) 建設予定地の敷地現況



役場側からの小学校全景



食堂棟



小学校正門と調理場入り口付近



体育館の東面



正門付近の用水路の開渠部

※これについては次項に個別調査結果を報告する。



1. 過去の空中写真の調査結果

- ・写真を調査した結果、昭和 27 年（1952）撮影の写真では、北東から南西方向に伸びる細長い池が存在する。また、道路の北側にも、池が見える。
- ・昭和 37 年（1962）撮影の写真では、池の南側にビニールハウスが建っており、池の形状は、周囲を堤で囲まれた四角形に変わっている。
- ・昭和 50 年（1975）の写真では、学校が建っており、四角形の池が確認できる。

2. 芸西村職員からの聞き取り結果

- ・池の付近は、水が湧き出しており、今から 7-8 年前までは、鯉の泳ぐ池が残っていた。
- ・かつて池は、水利組合が管理して水を汲んでいたが、既に解散しており、埋め立ててもよいと聞いている。
- ・マンホールに関する資料はないが、地下水の水位が上昇した際に、周囲が浸水しないため、水路に流れるように設置したものと思われる。
- ・平成 28 年頃に給食共同調理場を設置した際に、ため池付近は、現在の形状に変更したようである。

3. 土地の記録について

- ・総務課で登記記録を確認した結果、ため池に相当する地番（芸西村竹クロ甲 1185）は、当初の地目はため池であるが、国土調査を行った結果、平成 29 年 2 月 3 日付けで、ため池は削除され、学校用地の地目に変更されている（図-2 参照）。その途中経過は、記録されていないため、いつの時点で変更されたかは不明。（実態としては、聞き取り調査から、平成 28 年に現況のように変更されたと推測される）。

4. 現地の確認結果

- ・外径 1.3m（内径 1.0m）のコンクリート製のマンホールで、井戸状に残っており、2024 年 4/16 の水位は、GL-4.4m（北門付近の小学校構内の地盤高を基準）であった。断面図を図-1 に示す。
- ・この形状から、マンホールの天端高は、小学校構内の敷地高より、0.3m 低いいため、地下水が上昇して地下水位が湧出しても、水は水路に流下し、構内には浸水しない機能を有していると考えられる。
- ・水路は、南西方向のプールの方に向かって現存しており、構内の雨水なども流入する構造となっている。
- ・以上のことから、マンホールは、大雨時などに地下水水位が上昇した時の、地下水位の排水口としての機能を有していることから、今後もその機能を維持することが望まれる。学校施設配置については、マンホール周辺部の機能を保全すれば、水路の位置を切り回す等の処置をすることで、対応可能と考えられる。

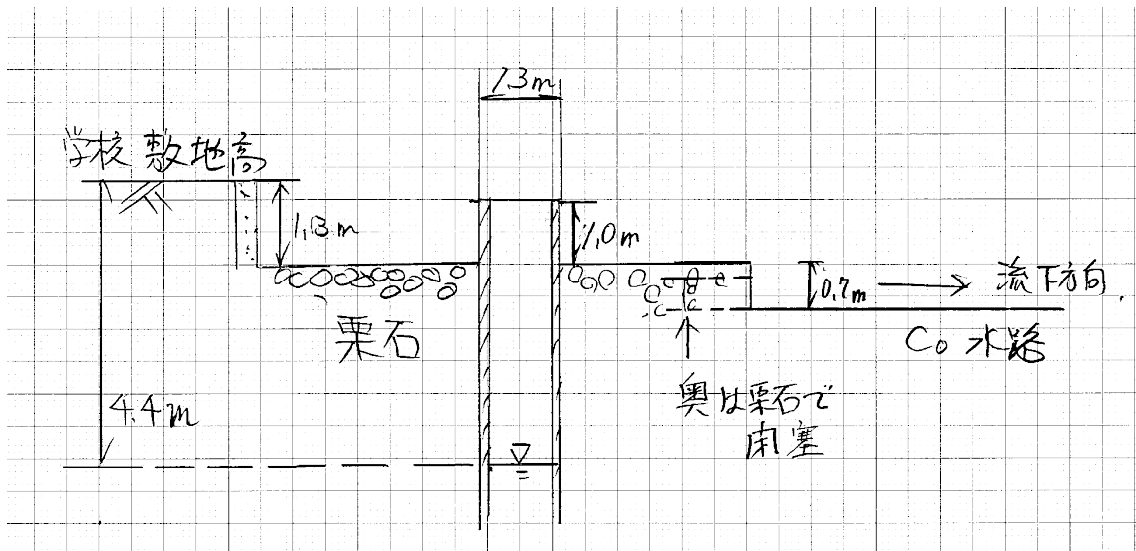


図-1 マンホール付近の断面図



北から見たマンホール
天端が0.3m構内より
低い



南西からの状況
暗渠があるが、井戸には
貫通していない



小学校体育館



幼稚園玄関側 ※西へ向かい宅地は下がる



幼稚園西面



幼稚園西側から園庭



幼稚園との敷地高低差段差 2.0m程度



小学校の南側道路 ※東へ上りの緩勾配



民地と小学校宅盤（校庭）との段差部分



垂直擁壁の段差構造で、間に用排水路が走る



小学校の南側全景



小学校南側道路と校庭との段差法面と水路



中学校（敷地外の統合予定施設）

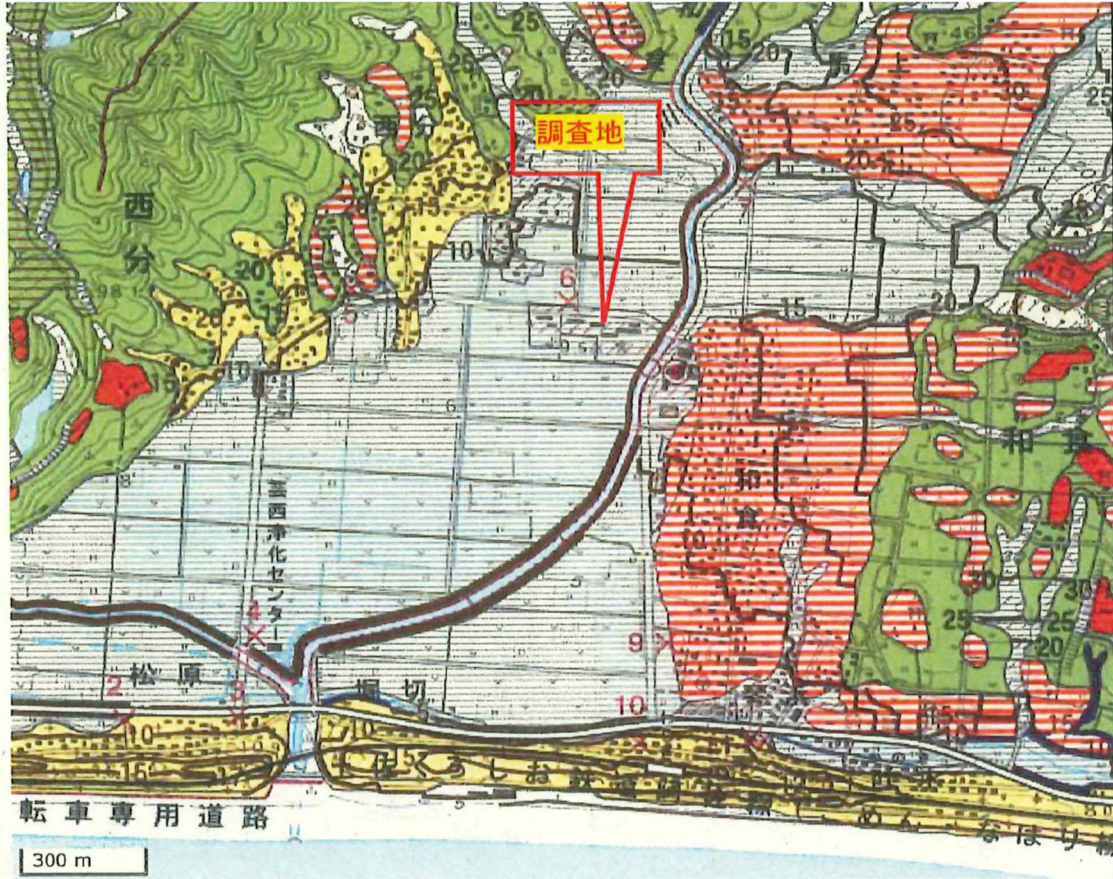


保育所（敷地外の統合予定施設）

2) 敷地分析

(1) 地形条件

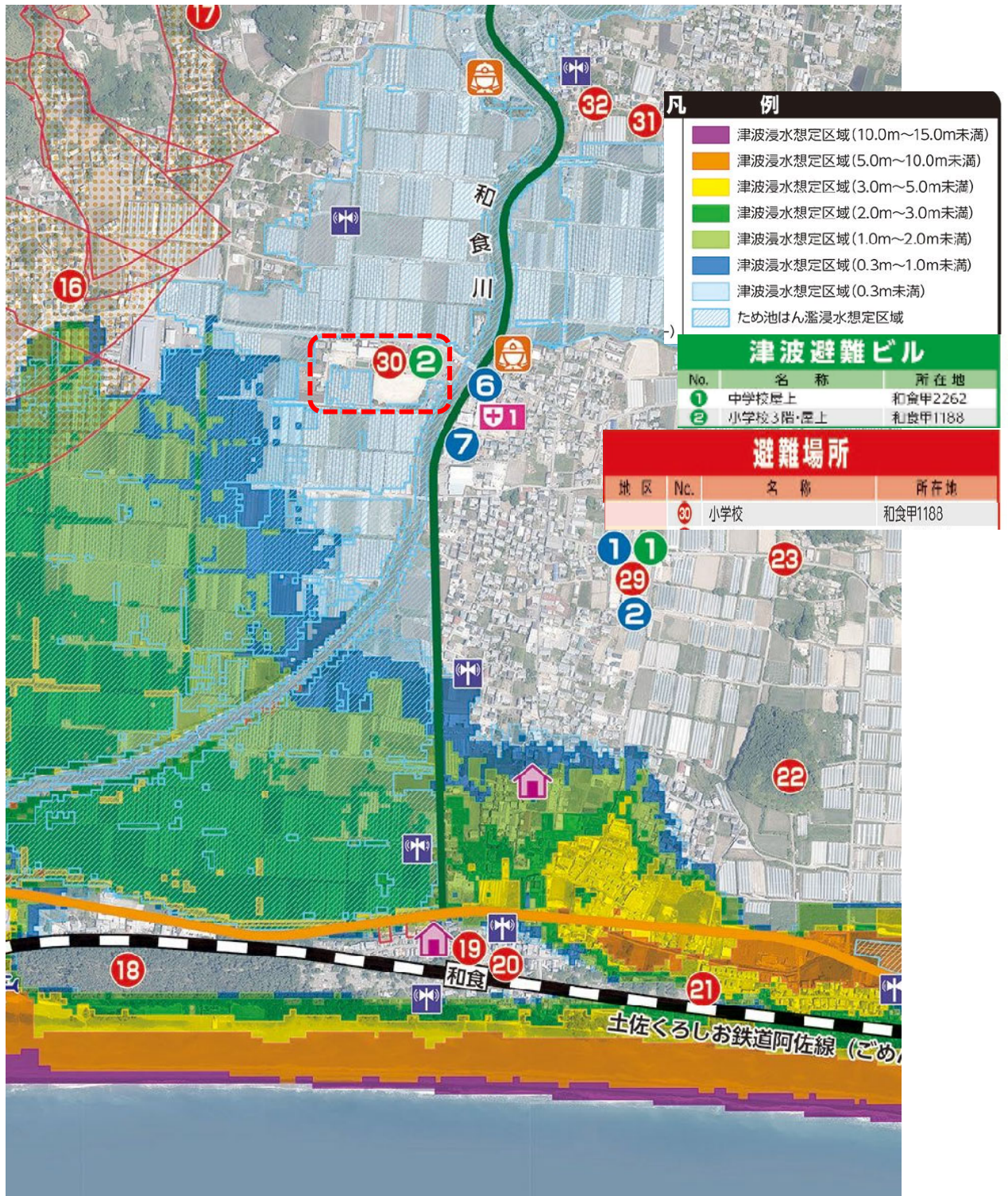
計画対象敷地は、太平洋に注ぐ和食川水系背後山地の氾濫平野・谷底平野となる低地であったところを盛土造成した土地（宅地）となっている。標高は海拔9.5m前後の平地で、敷地中央付近（小学校校舎と体育館の間）には用排水路が学校宅地造成の前の状態で残されている。南西部の民地は、ハウス栽培農地であり、小学校宅地や幼稚園宅地から1.5~2.0m程度低い用地となっている



土地利用条件図（国土地理院HP）

(2) 防災地盤条件

高知県防災マップ・津波浸水予測図によれば、敷地は「津波浸水を受けない地域」となっているが、現校舎には屋外階段が設置され、「津波避難ビル」に指定されている。



また、地震発生時に想定される宅地地盤の「液状化の可能性は中」となっている。現小学校の改築工事資料によれば、 $\phi 350 \sim \phi 450$ の杭基礎（西端側 18m、中央部 12m、東端側 7m）となっており、支持層も不均一であるため、建築設計に先立ち、支持地層深度や地盤構成を把握しておくことが必要である。

(3) 法規制条件

- 1) 高知県開発許可・・・一体開発事業地は1ヘクタールを超えるため開発申請は必要
 - 2) 建築基準法・・・建築物および工作物(2m以上の擁壁棟)確認申請手続きが必要
建蔽率70%、容積率400%、日影規制なし
日影規制・・・無し → 下段9)の調整事項を参照
 - 3) 都市計画法・・・都市計画区域外、用途指定なし
 - 4) 河川法・・・和食川への直接放流しないので、非該当
 - 5) 公立学校施設費国費負担金等に関する関係法令等の運用細目
・・・小学校、中学校整備の負担補助金にかかる諸室規定、面積規模
 - 6) 幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準
・・・こども園の学級編成、最低職員数、設備、運用に関する基準
 - 7) 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準・・・※厳しい方を採用、県条例の確認要
 - 8) 幼稚園設置基準(学校教育法第3条の規定に基づく)・・・※ 同上
 - 9) その他:整備開発にかかる調整事項
 - a) 水利排水権利・・・敷地内および周辺の水路の改築・移動・保全に関する事
 - b) 日影規制・・・周辺農地への日影規制条件は、該当の法律・条例はないが、用途地域指定のない区域の規制値を参考に検討し、配慮をする予定
 - c) その他
 - 10) インフラ条件・・・公共下水道あり(本管径200mm)
公共上水道あり(HIVP管径75mm)
電気施設(四国電力、通信NTT、LAN)
- ・・・ほか

3 アンケート調査の実施

令和6年度、第1回検討委員会において、各委員に以下の質問をして、第2回検討委員会までに回答を得た。なお、質問回答は委員の関係者からも回答があり、集計している。

以下は質問項目のみで「回答は割愛」している。(R6年度基本計画作成業務成果を参照)

■基本コンセプトについて検討かかる質問事項について

■小・中学校の施設計画について

□学びの空間について

- 1) 普通教室
- 2) クラスルームのユニット化（共有スペースの活用）
- 3) 特別教室
- 4) 多目的室
- 5) 特別支援教室・スモール教室
- 6) 軒下空間（中間領域）
- 7) 体育館
- 8) グラウンド

□管理部門について

- 9) 職員室・事務室

■認定こども園

□園舎施設について

- 10) アプローチ・・・3歳以上の園児の入り口(下足入)は園庭側に設けても良いでしょうか。
- 11) 階数・・・2階または一部2階建てなどの余地は全くないでしょうか。

■共通項目

□災害対策について

- 12) 浸水被害時の避難は小中学校が屋上階ですが、こども園も同様ですか。
- 13) 災害備蓄倉庫の位置は館内でしょうか。備蓄する備品等をご示唆ください。

□地域交流について

- 14) 「コミュニティスクール～地域交流拠点」どのような地域連携プログラムか
 - 15) 学校が「地域交流拠点」となる場合、生涯学習館や図書館との役割分担
 - 16) 地域交流施設となった場合、常駐または非常勤職員等を配置されますか。
- その他：自由意見があればお寄せください。

【教室配置等の検討方法】

4 配置計画案の検討

1) 集約化施設の基本方針

- ・現小学校と幼稚園の敷地において、南西の隣接民地（農地）、東側の村駐車場を含めた範囲を計画敷地とし、対象の4施設を認定こども園及び小学校・中学校複合学校として集約整備するものとする。
- ・コンパクトかつシンプルな計画とし、機能の効率的な配置、教職員が管理しやすいプラン、スムーズな動線計画とする。

【検討条件】

- ・敷地条件：敷地内の村有地以外の公有地共有地となっている青線（水路や池）、赤道（里道）は移転・廃止が可能と想定して敷地を一体的に利用する。（雨水は現在の流末2ヶ所へ接続）
- ・周辺の村道等の狭い道路の利用安全性の課題があるため、敷地側へ村道を拡幅する。
- ・現在の幼稚園・保育所・小学校・中学校の職員関係駐車場（約100台）や来客用駐車場（20～30台）を場内に確保する。
- ・30人学級を想定し、教室サイズは $8\text{m} \times 8\text{m} = 64\text{m}^2$ の標準規模をもとに検討する。
- ・校舎2～3階は、中廊下であっても片側廊下型に近い開放感を確保する。
- ・校舎園舎の配置順は、西側からこども園～小学校～中学校の年齢層の順を基本とする。保幼小連携～交流促進に配慮する。
- ・認定こども園は平屋2階建て、小中校舎は3階建以下とする。
- ・拡張する敷地は現小学校校舎の地盤高（標高10.6m）を基準として盛土造成～整地し、浸水ハザード範囲外とする。
- ・当面小学校、中学校は機能分離のままの施設複合化・合築施設とするが、将来的に小中一貫教育校化に移行することも視野に入れ、施設配置・プラン案に応じられる配置計画、平面計画とする。
- ・仮設校舎を不要とするため、こども園舎及び小中校舎は「敷地の南側配置」とする。
- ・工事期間中も小学校施設（校舎や体育館、プール等）は現施設を使用するものとし、屋外グラウンドは閉鎖されるため、憩ヶ丘運動公園を利用する計画である。
- ・工事期間の短縮化を図り、工事中の施設利用者の安全性並びに学習環境の確保を考慮した（施工が可能な）配置計画を検討する。
- ・学童保育室（児童クラブ）は、小学校運営時間帯が異なるため、利用・管理上の利便性や安全性を確保できる配置とする。

2) 供用施設の検討

- ・小学校と中学校とを合築し、それぞれが独立運営の複合施設としてスタートするが、将来的には児童・生徒数減少が不可避と予測されることから、「義務教育一貫校」運用にシフトを想定する。特別教室等は支障が少ない範囲において、小・中で供用施設として増やす計画とする。

【普通教室】

- ・小学校6教室、中学校は3教室を確保する。

【特別教室】

- ・小学校：理科室、音楽室、保健室、特別支援教室（3室）
 ※図画工作室は中学校の美術室・技術室を使用、家庭科室も中学校施設を兼用
- ・中学校：理科室、音楽室、美術室、技術室、家庭教室、視聴覚教室、特別活動室、教育相談室、進路資料・指導室、保健室、特別支援教室（4室）

【共用部・特殊供用施設等】

- ・昇降口 ・職員トイレ ・職員更衣室 ・EV ・多目的室
- ・地域サロン など
- ・体育館（中学サイズ）・図書館 ・プール（大と小） ・ワークスペース

【施設供用の考え方】

- ・規模の大きい図書館や体育館（屋内運動場）、プール施設、グラウンド（屋外運動場）については、供用施設として配置検討を合理的に進める。
- ・将来、義務教育小中一貫校とする場合は、授業プログラムの重複を考慮しつつ、できるだけ施設供用化を進めて、施設全体面積のコンパクト化も図る。

【駐車場の考え方】

- ・現在の保育所、幼稚園、小学校、中学校の関係者や利用者が使用する台数は約 100 台であり、園児児童の送迎や行事等で不足が生じており、これ以上の台数を校内に確保する。

5 基本計画コンセプトの検討

1) 基本的な考え方

【教育施設集約化の背景と目的】

社会的に児童生徒数が減少してきており、芸西村でも昭和 55 年と比較すると 62%減となっている。見直しによれば、令和 13 年には昭和 55 年と比較して約 77%減となると推計されている。他市町村を見ても、高度成長期に建設された学校が多く、建設後 40～50 年が経過し、建て替えを検討されている市町村が多い状況であり、他市町村では複数ある学校を統合する動きもある。

芸西村では、村内には保育園・幼稚園・小中学校が各 1 施設のみであるが、それぞれの施設の老朽が進行し、生徒数減少により小中学校の空室が増加しており、この 4 つの教育保育施設を一つの敷地に集約して、利便性の向上や施設管理の効率化を推進したいと考える。

現在の幼稚園・小学校の敷地は、津波浸水エリア（L2）の範囲外にあり、また前面道路は 2 車線の幹線道路となっており、村民の目が届きやすく、防犯上好ましく、近隣に役場、図書館や駐在所等の公共施設が立地しており、好立地条件となっていることから、この敷地を中心に検討を進めるものとする。

【児童・生徒数の変化に応じた将来対応】

小学校・中学校については、「小中学校の学級の算定※」に示しているように、「公立学校施設費国庫負担金に関する関係法令等の運用細目による算定」を基準としている。しかし「将来人口の推計値／本誌 p 7」にあるように、国の（何も手立てをしない場合の）推計値では、村の人口・生徒数の急激に減少するため、新校が維持存続できる人口施策が展開させることを前提に学級と規模を設定する。

※令和 4 年度芸西村教育施設集約化基本構想業務 p 20～ p 24 に記載

【集約化の事業方針】

■事業理念

「児童生徒の成長に合わせて、連携の取れた密度の濃い教育施設の創造」

【解説】

保幼小中一貫教育により、保育所・幼稚園での保育成果を効果的に小学校低学年時教育、高学年教育から前期中等教育へ引き継いだ、無駄を省き一貫性を持たせた体系的な教育を展開する。

■新しい時代の学びを実現する学校の姿（R6 アンケート調査結果より）

「地域とともに輝く学校づくり」

「自ら進んで学べる・取り組める子どもの育成」

■芸西村教育施設集約化ビジョン（芸西村教育委員会）

1. 「子どもたちにとって、安心・安全・快適な施設整備」

どの施設とも老朽化による施設の更新期を迎えており、この機会に少子化の進行などの現状を踏まえ、施設の集約化を進めます。同時に施設の安全性・環境の快適性を高めることも求められています。そのため、地震や津波、風水害など自然災害に備えた防災機能の強化を図るとともに、日常の学びの中で子どもたちの防災意識を高める教育も推進し、子どもたちにとって、安心・安全で快適な施設環境の整備を進めます。

2. 「保・幼・小・中の連携を強めた“9年間一貫”

“保幼小中融合”型の教育モデルの実現」

村内の保育所・幼稚園・小・中学校という流れをよりスムーズにし、教育・保育の切れ目を無くすことで、子どもが安心して育ち、地域とつながる学びを継続できる環境を整備します。その一環として、保幼から小学校、中学校までの施設を一体で配置・運営する施設の整備を進め、“9年間一貫”、“保幼小中融合”型の新たな教育モデルを実現します。

3. 「地域資源・特色を活かせる場づくり」

本村は、農業が盛んで、海と山に囲まれた自然豊かな地域です。教育施設の集約を進めるにあたっては、こうした地域の恵みや特色を活かした「地域と共にある学校」「地域を教材にする学校」をめざします。施設の集約化を通じて、地域とのつながりをより一層深め、子どもたちが地域の良さを学び、ふるさとへの愛着が育まれる場をつくっていきます。

4. 「地域の中心として教育施設が機能する“場”の維持」

学校・こども園は地域コミュニティの核となる大切な場です。そのため施設を集約しても地域の方々が気軽に訪れ、交流できる場としての機能を維持します。

5. 「未来にわたって持続可能な教育環境の構築」

児童・生徒数の減少を見据え、適切な規模で、教育の質を維持しながら特色ある教育を向上できる環境をつくります。

芸西村は、「自律・共生・創造」を合言葉に、子どもたち一人ひとりが自ら学び、共に育ち、未来を創り出す力を育む学び舎づくりをめざします。

少子化が進む中でも、すべての子どもが安心して学び、互いに支え合いながら成長できるよう、認定こども園・小学校・中学校の施設を集約し、「子ども真ん中」の教育環境を整えます。

新しい施設は、安心・安全で快適な空間とするとともに、年齢や個性の違いを超えて学び合う異年齢交流の場として整備します。幼児期から中学校卒業までを見通した一貫教育を進め、発達段階に応じた学びの連続性を大切にします。

また、特別支援教育の充実と、障がいの有無にかかわらず共に学び合うインクルーシブ教育を推進します。多様な子どもたちが互いを認め合い、力を合わせて課題を解決す

る力を育む教育をめざします。教育の中心には、「対話」があります。子どもと教師、保護者、地域が対話を重ね、互いの思いを尊重しながら、よりよい学びの形を共に創り出していきます。芸西村の豊かな自然や文化、産業を生かし、地域と学校が一体となって子どもたちを育てる教育、すなわち地域との協働による学びの共同体を築きます。

芸西村の未来を担うすべての子どもたちが、安心して挑戦し、自分の夢を語れる場所。それが、私たちのめざす「芸西の教育施設集約化ビジョン」です。

芸西村における施設集約化ビジョンは、少子化・老朽化・財政制約という現実を受け止めつつ、「地域とともにある教育」「学びを途切れさせない構造」「安心・安全で快適な施設」という軸のもとに実現を図るものです。集約化は単に“規模を縮める”ということではなく、“教育の質を維持・向上しつつ、地域や子どもたちにとって最適な環境をつくる”ための戦略と考えます。

■方向性：新しい時代の学びを実現する学校施設の在り方（転載加筆は前項と同じ）

新しい時代の学び舎として創意工夫により、特色・魅力を発揮

学び：個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実、柔軟で創造的な学習空間を実現

- ⇒1人1台端末環境等に対応した机を配置し、多様な学習を展開できる教室環境の整備
- ⇒個別学習や少人数学習など柔軟に対応できる多目的室、学習支援、教育相談等の環境整備
- ⇒教職員のコミュニケーション・リフレッシュの場、映像編集空間（スタジオ）の整備

生活：新しい生活様式を踏まえ、健やかな学習・生活空間を実現

- ⇒居場所となる温かみのあるリビング空間（小教室・コーナー、室内への木材利用）
- ⇒空調設備の整備、トイレの洋式化・乾式化、手洗い設備の非接触化

共創：地域や社会と連携・協働し、ともに創造する共創空間を実現

- ⇒地域の人たちと連携・協働していく活動・交流拠点として「共創空間」を創出
- ⇒地域の実情等に応じた他の公共施設等との複合化・共用化等
- ⇒（取組中である）芸西村コミュニティスクールの更なる推進

安全：子供たちの生命を守り抜く、安全・安心な教育環境を実現

- ⇒老朽化対策等により、安全・安心な教育環境を確保
- ⇒避難所として情報通信設備、バリアフリー化、水害対策等の防災機能を強化

環境：脱炭素社会の実現に貢献する、持続可能な教育環境を実現

- ⇒屋根や外壁の高断熱化や高効率照明などの省エネルギー化、太陽光発電設備の導入の促進により、ZEB（ネット・ゼロ・エネルギー・ビル）を推進
- ⇒環境や地域との共生の観点から学校における木材利用（木造化、室内利用）を推進

2) 集約化施設の計画基本方針

(1) 基本的な考え方

【小・中学校の一体化の基本的考え方】

- ・建設当初は共用する教室等を除き、両校は一旦複合施設となり、それぞれが独立した運営となり、将来的には義務教育一貫校となることも視野に入れた施設計画とする。

【十分な用地面積と安全性の確保】

- ・現小学校と幼稚園の敷地に加え、南西の隣接民地（農地）及び東隣の村駐車場を含めた範囲を計画敷地とする。敷地面積：24,660 m²
- ・敷地を一体的に利用可能な宅地造成を行い、建物地盤は現校舎の地盤高さまで盛土造成し、浸水ハザード範囲外とする。現校舎地盤高：10.60m（標高）
- ・雨水は現在の流末2ヶ所へ接続するものとする。※今後の土木造成設計と要調整

【コンパクトでシンプルな計画】

- ・シンプルな計画とし、機能の効率的な配置、教職員が管理しやすいプラン、スムーズな移動動線が確保される計画とする。
- ・効率的な諸室構成とし、小中学校で共用可能な教室部分を出来るだけ確保することで、延べ床面積のコンパクト化を図る。

【災害への配慮】

- ・敷地は高知県の津波浸水想定区域外となっているが、想定した津波より大きな津波が発生する場合もある。加えて周辺地域はハザード区域内の平坦地であること等のリスクに留意した建物計画とする。
- ・津波洪水災害時には現在の小学校屋上の一部は一時避難所となっており、建て替え後にもこの機能を継承し、周辺住民が利用可能な屋外避難階段を設置するとともに、年齢層の低い園児の避難についても十分に配慮する。
- ・計画地は拡張敷地を盛土造成するため、地盤沈下対策や地震時の対策を考慮する。

(2) 配置及び動線計画

【校舎等配置計画】

- ・小中学校とこども園の動線は分けて、北側道路の中心付近に校門（登校口）、東寄りに教職員駐車場を設ける。こども園は西側の村道を拡幅しこれを利用した出入口を設ける。
- ・工事期間中の仮設校舎は使用しないこと、また工事中期間中の学習環境の確保を重視するため、新築する園舎校舎は「敷地の南側配置」とする。
- ・ただし、南側敷地境界線と園舎校舎との離隔距離は一定以上を確保して、校舎南側にも園庭（花壇や遊具広場）が確保されることが望ましい。
- ・「校舎園舎の配置順」は、こども園～小学校～中学校の年齢層の順を基本とし、保幼小中が連携～交流がしやすい配置計画とする。

- ・「屋外運動場（グラウンド）」は、敷地北西から中央部に配置し、200mトラック＋直線走路100m、ソフトボール場一面が入る十分な広さを確保する。
- ・このため、園舎校舎は存続する北配置の「給食共同調理場」と離れてしまうため、給食運搬は業者委託の車両運搬を想定する。安全な校内の車両通行スペースを確保する。
- ・「屋内運動場（体育館）・プール」は地上レベルに設置し、体育館は災害時の避難所の機能を有することに配慮する。

【体育館・プールの設置】

- ・体育館は、校舎からの利用や校庭（屋外グラウンド）とのつながりを考慮し、また災害時の避難所や地域防災活動の拠点となる場合に備えた配置計画とする。
- ・体育館およびプールはともに小中の共用施設となるため、※身体運動能力に応じた使い分けが可能な施設計画、設備計画を工夫する。（※プールの身長体格に応じて安全対策の徹底）
- ・プールの日射対策や周囲から目隠し対策を講じる。

【複合化施設計画における留意】

- ・園児・児童・生徒の学習環境と防犯安全面の確保に万全を期すとともに、複合施設の活動内容を考慮し、各学年活動等で発生する音や互いの視線に配慮した施設計画とする。
- ・それぞれの専用部分と共同利用部分の防犯体制や管理体制に対する責任の明確化など、教職員に複合化による管理運営上の負担がかからないよう配慮をする。

【周辺環境への配慮】

- ・隣接地域はビニールハウス栽培等の農地となっており、建築物の日影障害や植栽等の鳥害などの影響がない小さい計画とする。

（3）交通アクセス

【車両進入・駐車場条件】

- ・車両進入は敷地北側の前面道路（村道2車線）からとし、こども園については村道竹クロ線（拡幅整備予定）を利用可能とする。※送迎車両はこども園場内で回転場を設ける
- ・現在の幼稚園・保育所・小学校・中学校の職員や来客用の駐車台数（100台）以上を場内に確保する。
- ・誰もが利用しやすい施設となるよう、バリアフリー動線に配慮した計画とする。

（4）平面計画

【普通教室】

- ・普通教室は小学校6教室、中学校3教室を確保するものとし、教室の大きさは、縦8.0m×横8.0mの64㎡を標準とする。※30人学級
- ・特別教室、多目的教室、職員室ほかその他の諸室についても、上記の64㎡の普通教室サイズの1ユニットとして、配置することを基本とする。

【特別教室ほか】

□小学校：理科室、音楽室、保健室、特別支援教室（3室）等

→小学校の図画工作科の授業は、中学校の「美術室・技術室」を使用

→小学校の家庭科の授業は、中学校の「被服室・調理室」を使用

□中学校：理科室、音楽室、美術室、技術室、家庭教室、視聴覚教室、特別活動室、教育相談室、進路資料・指導室、保健室等、特別支援教室（4室）等

【管理部部門ほか】

- ・職員室、事務室、校長室は、建設当初は小学校、中学校にそれぞれ必要であるが、将来一体化するため、近接配置とする。
- ・職員室内にミーティングが素早く可能な机等が置かれたフリースペースを設ける。
- ・コミュニティスクール運営のための「地域交流拠点」のスペースを設ける。

【共用部の計画】

- ・全体床面積に対する共用部の割合は、25%から30%を目安に、コンパクトな計画とする。
 - 建物全体面積：校舎、体育館、ランチルーム、プール、屋外倉庫の附帯施設は除く。
 - 共用部分面積：廊下、階段、パイプスペース等を示す。
- ・廊下、階段の幅は、建築基準法、バリアフリー法等の基準を満たすものとし、有効幅が増減する場合はその意図や効果、必要性を明確にして判断する。
- ・中廊下型を採用する場合は、片側廊下型に近い開放感を確保する。

【屋上・バルコニー・ピロティ・吹抜け等】

- ・屋上は構内及び地域住民の避難場所となるため、避難階段を含め、手すりの高さや安全性に十分な配慮を行う。
- ・バルコニーは、転落防止、避難動線の確保を目的に設置するものとする。普通教室、特別教室、多目的教室がない外壁部分については必要性を十分に検討する。
- ・ピロティは校舎建物間の連携や雨天時の活動補助的な用途が認められる場合に設置してもよいものとするが、延べ床面積のコンパクト化とのバランスを考慮する。
- ・吹抜けは空間の広がりやつながり上有効であるが、児童・生徒の転落防止、火災時の火煙経路の伝搬対策等の十分注意をした計画とする。
- ・ホール、ワークスペースは、目的や必要性を十分に検討して設定し、規模・規格を定める。
- ・中庭は、設置する場合には採光・通風上適切な配置とするとともに、将来の維持管理、修繕時の軽減化に配慮した計画とする。

（5）立面計画・断面計画

【階高】

- ・普通教室、特別教室、多目的教室等の天井高さは2.7mを標準とする。階高は設備配管・更新等に必要の最小限の高さを確保することとし、周辺地域への日影等の影響、躯体量の縮減も考慮して建築物全体の高さを抑える計画とする。

【階層計画】

- ・校舎棟は3階建て以下を原則とする。こども園舎について2階建て以下とする。
- ・こども園舎については津波浸水災害時の容易な避難が可能な工夫をする。

(6) 構造計画

【構造設計】

- ・建築物の構造設計については、建築基準法令に関する規定、各種建築学会規準のほか、次の各種基準類に準ずるものとする。
 - 建築構造設計指針（文部科学省大臣官房）
 - 建築構造設計基準、同基準の資料（国土交通省大臣官房）
- ・経済的なスパン割りやシンプルな形状により躯体量を縮減し、コスト縮減を図る。
- ・主要構造は耐久性と防災性に優れる鉄筋コンクリート造、鉄骨造を原則とし、附帯建築物について木造等の可能性を残すが、その効果や耐久性、維持管理面などを総合的に判断して採否を決定する。

(7) 設備計画

【位置・配置・仕様】

- ・園児や児童による誤った接触や教材・教具等による事故等の防止に十分留意して、機器、操作装置等の設置位置、高さ、仕様等を計画する。
- ・機器等は十分堅牢なものとし、設置及び配管は、地震等においても事故や落下・転落等による危険が生ずることのないよう計画する。

【維持管理】

- ・施設環境の良好な維持と、省エネルギー化を含めて維持管理コストの低減の両立を図る。特に、避難等の設備機器の更新、照明設備の交換作業、エアコンのフィルター交換などを含め、日常の清掃活動等が行いやすい計画とする。

(8) 自然環境配慮

【断熱化】

- ・適切な断熱化を行うことにより空調効率を最適化し、CO₂排出量の削減とライフサイクルコストの抑制を図る。

【木材利用】

- ・日本一の森林面積を誇る高知県下においては、国の「公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律」に基づき、また「高知県県産木材の供給及び利用の促進に関する条例」等に則り、出来るだけ木材利用、地域材等を利用した内装等の木質化を推進する。
- ・メンテナンス性や安全性、ライフサイクルコスト等にも配慮しながら、多くの人の目に触れる部分を優先するなど、効果的かつ効率的な木質化を行う。

【緑化・植栽】

- ・緑化・植栽を行う際には、メンテナンス性の観点等から原則として地上における緑化を優先し、効果的かつ経済的な計画とする。
- ・樹種の選定にあたっては、周囲からの見え方や維持管理のしやすさ、周辺農地への鳥獣害発生のない緑化、整備維持費用等を総合的に判断する。
- ・現存する記念碑や記念樹木について移設の可否を学校関係者と協議して取り扱いを定めるものとする。

（９）維持管理対策

【維持管理方針】

学校施設は原則として教職員や学校用務員が日常的な維持管理を行うため、メンテナンス性にも十分に配慮した施設計画、設備計画及び外構計画とする。具体的には、以下の配慮事項を考えている。

- ・死角を少なくし、清掃のしやすい配置・平面・納まり計画
- ・雨漏りや結露の発生しにくい建物計画、設備計画
- ・設備機器、故障のリスクやメンテナンスの容易さ、ランニングコスト等に配慮
- ・外壁、開口部のガラス等の破損等による交換の容易さ、費用負担軽減を考慮した計画
- ・開口部のガラスは、空調効率向上のための断熱を考慮

（１０）工事計画

【安全対策】

- ・工事動線と児童・生徒の動線の交錯を避けるなど安全面に配慮するとともに、工事の騒音対策など、学校運営に極力支障の無い計画とする。

【工事期間中の機能確保】

- ・幼稚園と小学校は敷地内の新園舎・校舎を建設後に解体を行うが、それまでの利用はプール・体育館を含めて継続利用が可能な施工計画とする。
- ・工事中の職員駐車場は別敷地に確保予定である。
- ・工事期間中においても共同調理場を稼働させて、小学校への給食供給が継続するように利用動線を確保する。

6 基本計画案の検討

1) 基本計画検討の考え方

【計画見直しへの経緯】

- ・検討委員会を中心として、令和4年度から令和5年度には基本構想検討を行い、令和6年度には基本計画案を作成した。
- ・これらを踏まえて、令和7年度には、住民公募委員による計画見直しの計画ワーキング（ワークショップ方式による計画づくり検討会）、住民事業説明会を実施して、基本計画案を見直すに至った。最終案を提示する。

【全体配置計画～土地利用】

- ・現在の校舎園舎を使用しつつ、新校舎園舎を建設するため、敷地南側に西側からこども園舎、中央から東側にかけて小中校舎を配置する。そのためグラウンドは現在の幼稚園、小学校の位置を含めて敷地の西寄り北側と中央部分となる。
- ・こども園は敷地の南西角に配置し、南側に園庭を確保して小中校舎との連続性を保つようにピロティ～2階デッキで連結する。
- ・体育館（屋内運動場）はグラウンドの東側とし、共同調理場と校舎の間に配置し、グラウンドと校舎との移動がしやすい位置とする。校舎の間には中庭など離隔を確保する。
- ・体育館の東側にプール施設を配置するが、川土手からの目隠しに配慮する。

【アクセス～屋外動線計画～場内駐車場等】

- ・小中学校とこども園の進入動線は、敷地東西で分離し、小中学校では通学歩行者と職員等車両の出入口の分離を徹底し、安全性を確保する。
- ・北側道路の中心付近に校門を設けて、南側の位置する校舎昇降口までを校内通学路として計画する。体育館のグラウンド側への主要出入り口を校内通学路側に確保する。
- ・小中学校関係者の駐車台数は85台を確保、こども園では多くは保護者の自家用車両による送迎となるため、アプローチとなる村道を拡幅し、これに沿う駐車場台数55台を確保し、いずれも現在の保有台数を上回る計画とする。
- ・駐輪場は現計画案において100台程度としているが、小中学校の利用実態や今後ニーズを把握して、小・中それぞれに配置することとする。
- ・構外からの避難動線計画は、校舎西側に避難用屋外階段を設置しこれを利用して校舎3階まで避難可能とする。

【施内配置計画】

- ・基本計画では、中学校の普通教室は、新校舎の3階フロアに集約して、2階から3階までの西側棟に集約される特別教室群と一体化（中学生が小学校教室の前を通らないで特別教室に行き来）する計画となっているが、今後の基本設計で再度教室割を検討するものとする。
- ・その他、各棟屋の配置計画は設計の骨格とするが、建物内部の諸室や設備等については基本設計業務で検討するものとする。

【室内空間の工夫、空間の魅力化】

- ・視察等で希望が多かった片側廊下プラン化は、この限られた敷地面積において全体建物面積を納めるには計画が困難であり、吹抜け空間や北側にワークスペースなど中央廊下への開口部を確保することで、明るく開放的な中廊下空間とする。
- ・西側村道を経由してアプローチすることとなるこども園入口、小中校舎西端入り口のエントランス空間は裏側とならないように、ピロティ空間や広場的な空間構成を工夫することで、西側エントランスの顔を形成する。
- ・またピロティ2階は、こども園と小学校を結ぶテラス空間とし、双方の屋外利用が可能な魅力づくりの場とするとともに、津波災害等の浸水避難時には乳幼児がすぐ（一旦）避難退避できる空間とする。
- ・以上のようにこども園は2階建てを最終基本計画として、2階に0歳～2歳児と遊戯室を想定したプランとしているが、この諸室構成については基本設計で決定されるものとする。

【施工手順】※後段の施工計画（ステップ図）を参照

- ・〈ステップ1〉西側村道を幼稚園側に拡幅するとともに、南西角の農地の盛土造成工事並びにグラウンド部分整地（50cm程度盛土）を行う。※プール下端はまだ造成しない。
- ・〈ステップ2〉こども園の園舎・園庭、校舎や体育館、プール棟ほか新築建物を建設する。
- ・〈ステップ3〉敷地北側の現建物（幼稚園、校舎、食堂、体育館、プール棟ほか）を解体する。プールを解体した後に地下部分を盛土（穴埋め）する。
- ・〈ステップ4〉新グラウンド、こども園駐車場、小中学校用駐車場ほかを整備して完成。

【工事中の騒音対策・工事車両危険回避】

- ・施工手順（工事のステップ計画）では、小学校の先行移転後に継続される解体撤去～新築施設工事期間が長いことから、工事中の学校利用者の安全確保とともに、授業の妨げる工事中の騒音対策が施しやすい計画とする。

【将来計画について】

- ・将来的に「義務教育小中一貫校」となる可能性もあること、また少子化による児童生徒数減少が予想されることから、教室数にまとまった空きが生じる時期には、校舎「東棟」から「地域交流」等の学校以外の地域施設の導入に備えられる計画とする。
- ・隣接する体育館（屋内運動場）や地域サロンは、新築直後から地域交流（地域開放）の場として利用されることから、この継続性も将来計画に組み込みを検討しておく。

2) 面積算定表

以下に検討した基本計画案について、面積算定表を示す。

◆施設の総延べ床面積：約 9,900 m²

	1階	2階	3階	PH階	合計
名 称	面積 (m ²)	面積 (m ²)	面積 (m ²)	面積 (m ²)	面積 (m ²)
校舎 (小・中学校)	1,876.0	1,664.0	1,664.0	32.0	5,236.0
校舎ピロティ屋外階段	378.0	32.0	32.0		442.0
園舎 (こども園)	704.0	576.0			1,280.0
園舎ピロティ屋外階段	27.0	27.0			54.0
屋内運動場	1,194.0	382.0			1,576.0
プール附室	210.0				210.0
プール (屋外)	808.0				808.0
渡り廊下	300.0				300.0
合 計	5,497.0	2,681.0	1,696.0	32.0	9,906.0

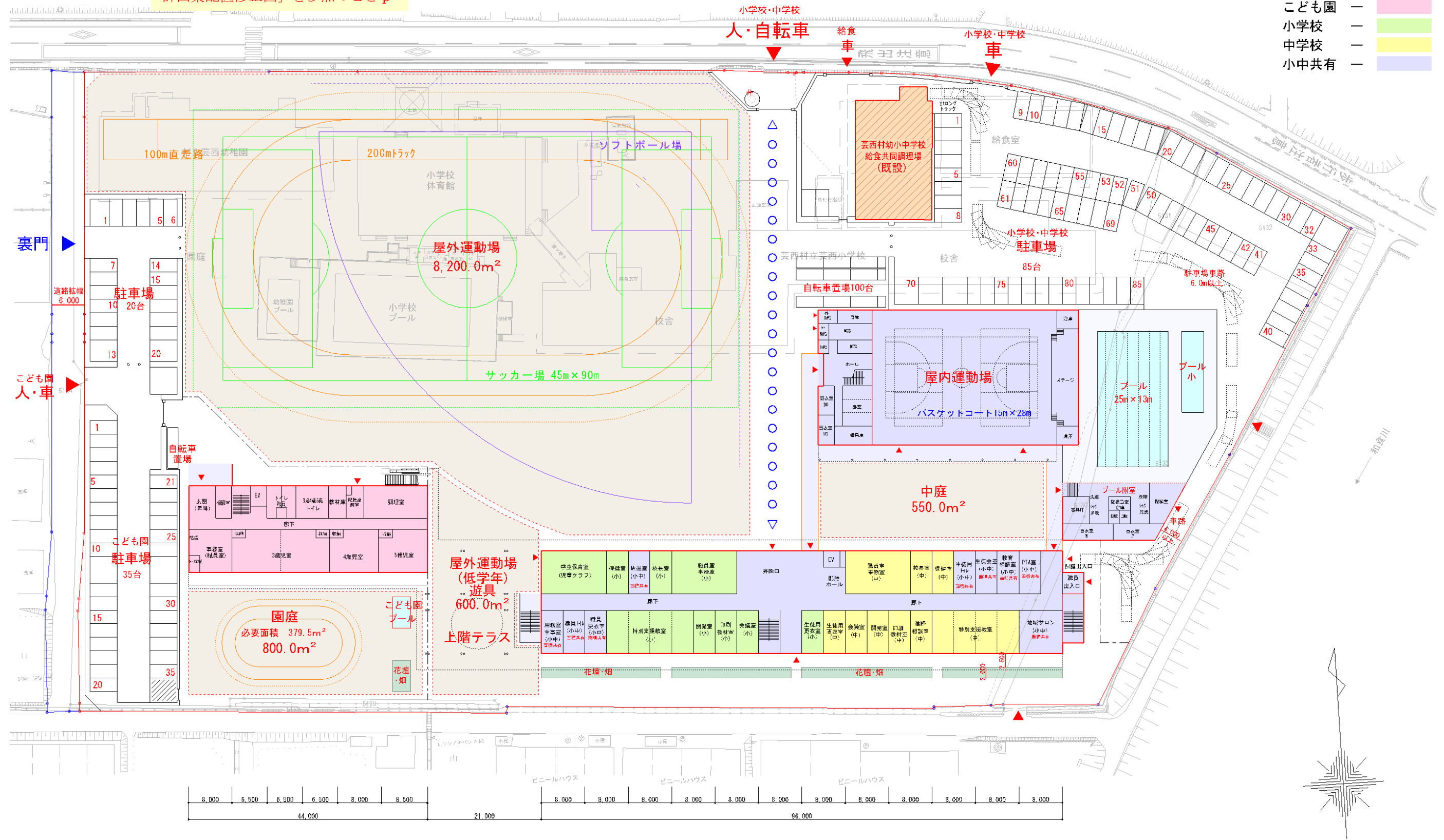
3) 基本計画平面図

(駐車場合計 140台)

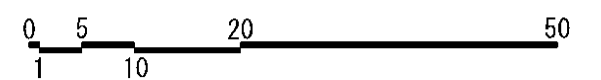
※配置計画図は、「令和7年度基本計画案配置修正図」を参照のこと p

凡例

- こども園 —
- 小学校 —
- 中学校 —
- 小中共有 —

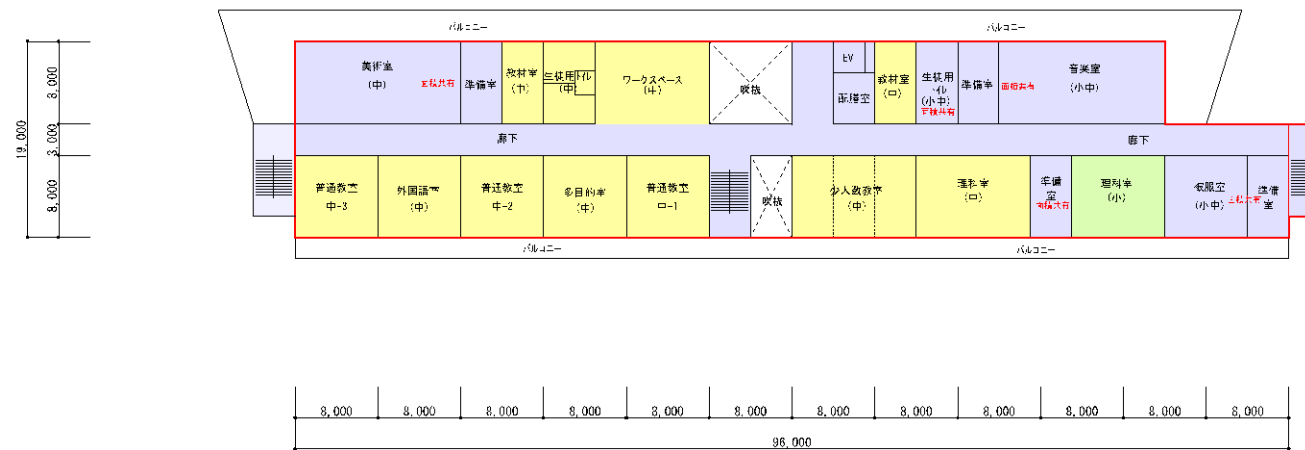


1階平面図・配置図

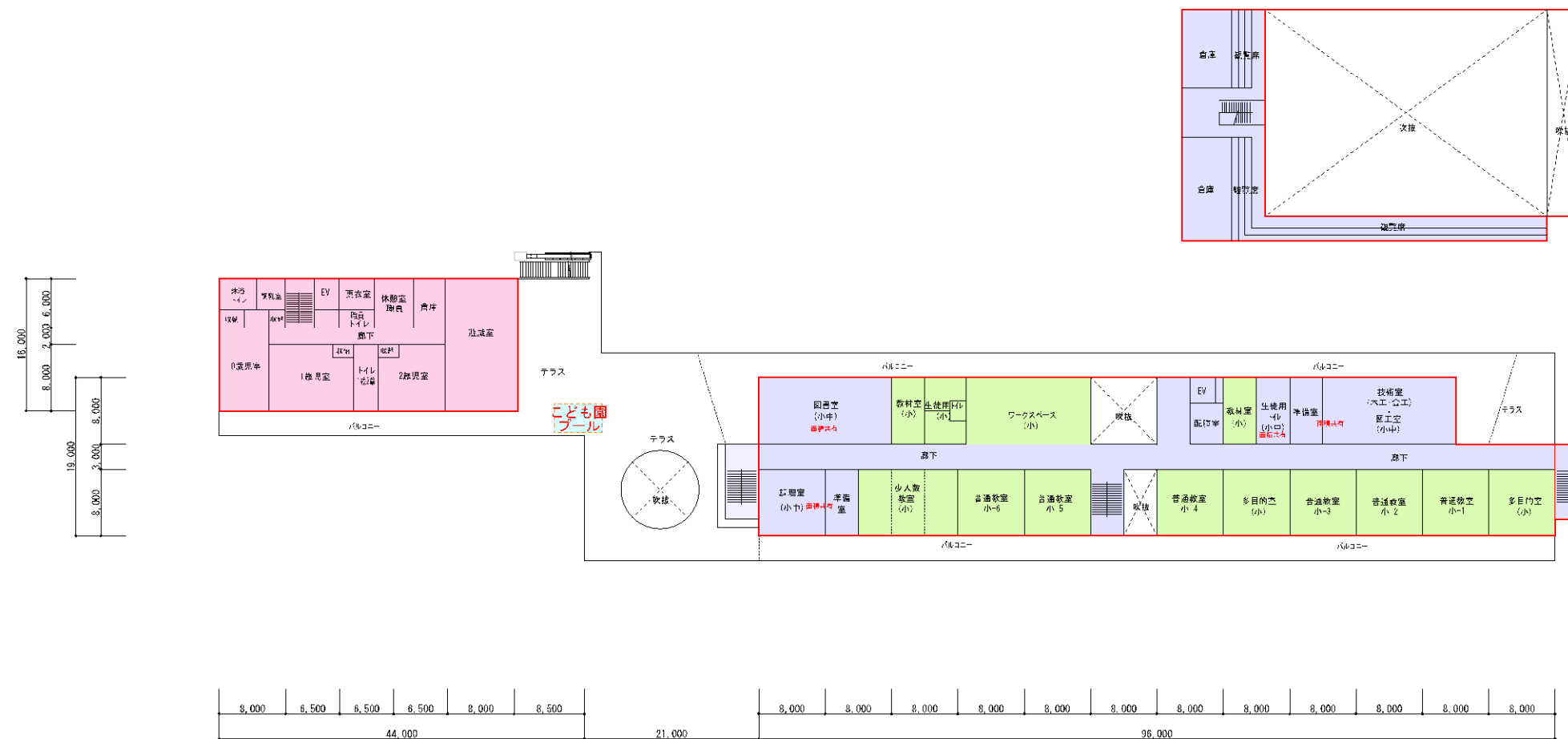


凡例

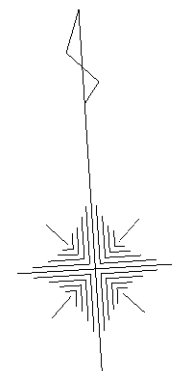
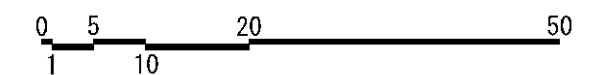
- こども園 —
- 小学校 —
- 中学校 —
- 小中共有 —



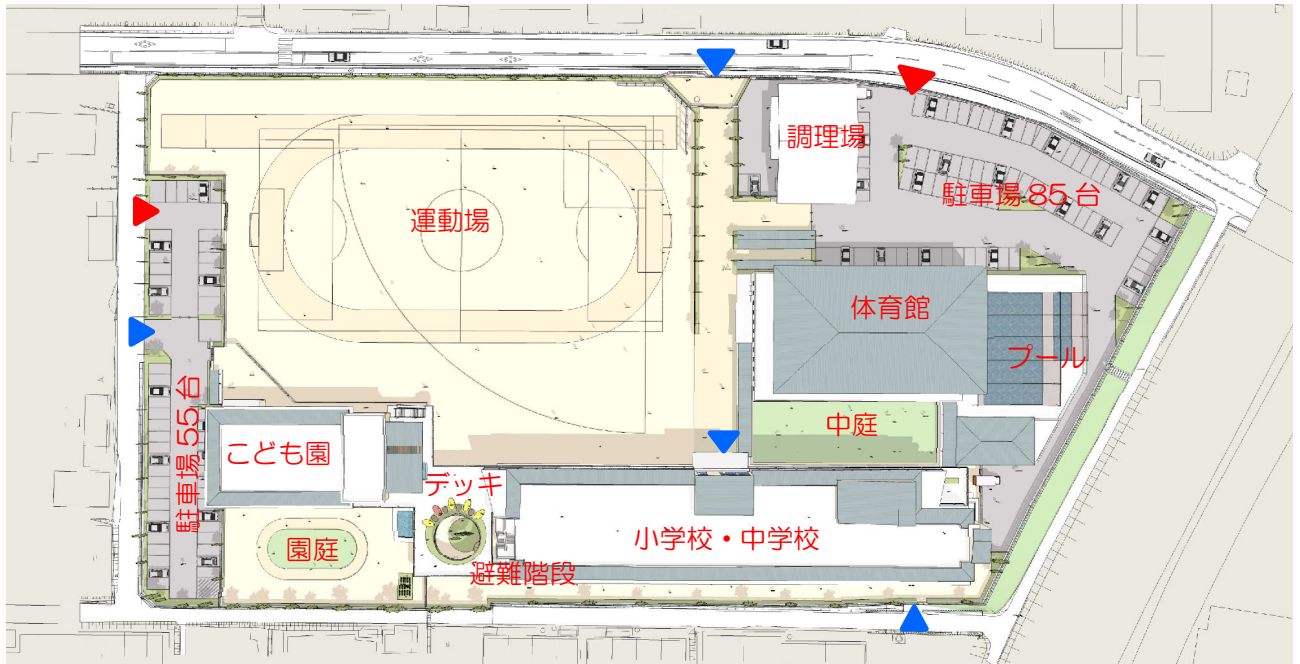
3階平面図



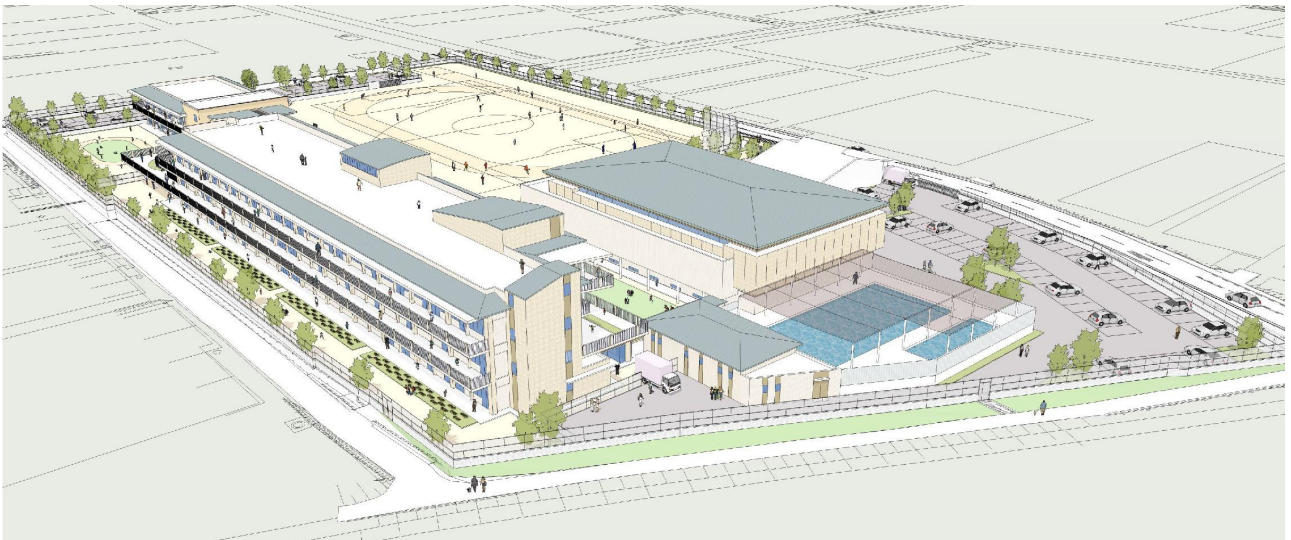
2階平面図



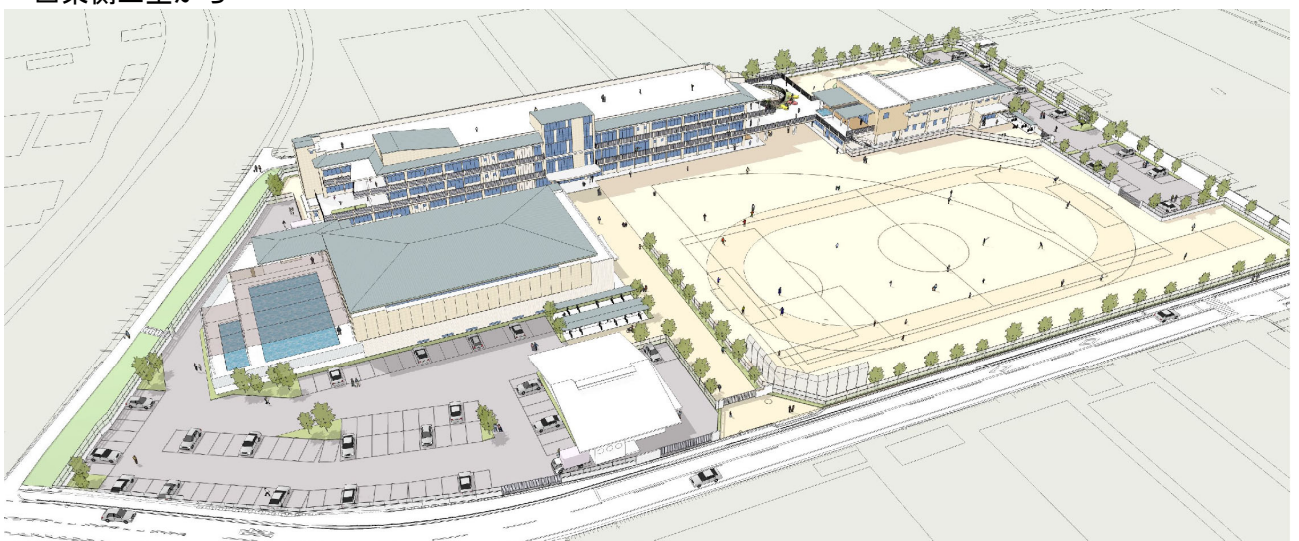
4) 完成予想 CG パース図 (動画は別途提示)



口真上から



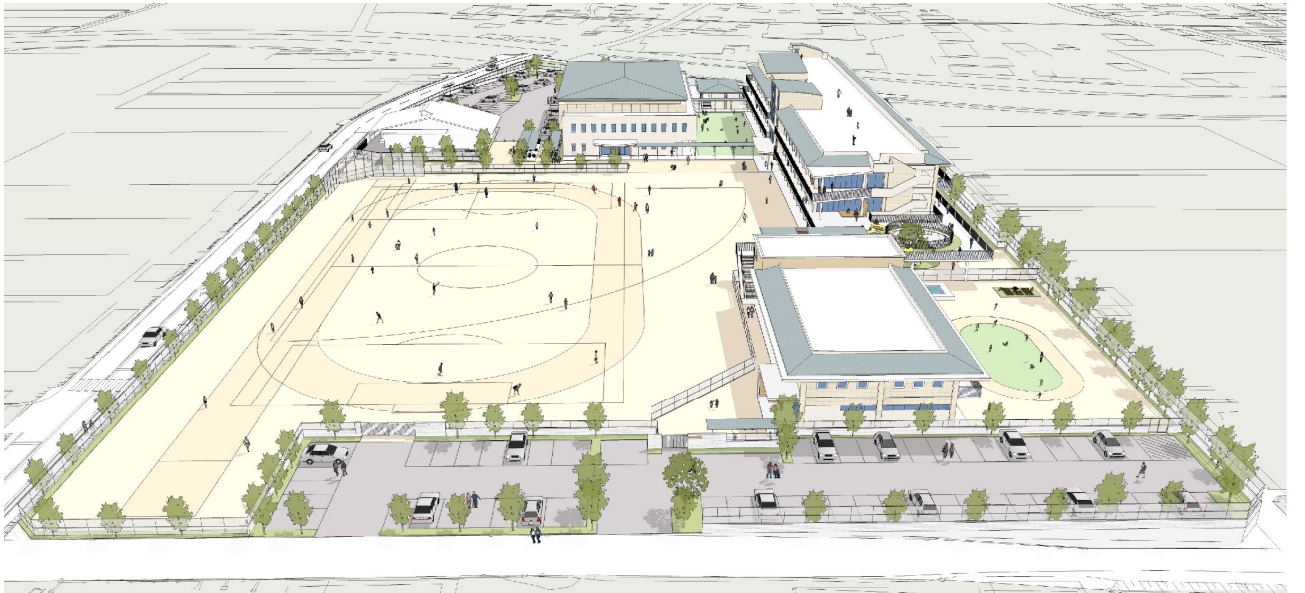
口東側上空から



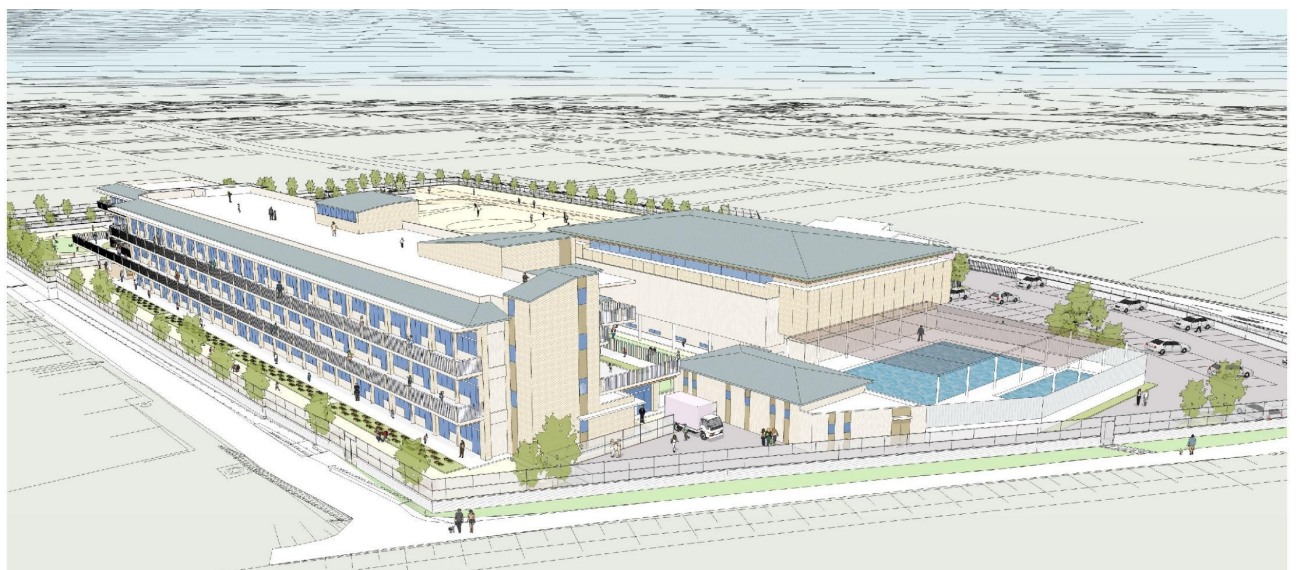
口北東上空から



□北西上空から



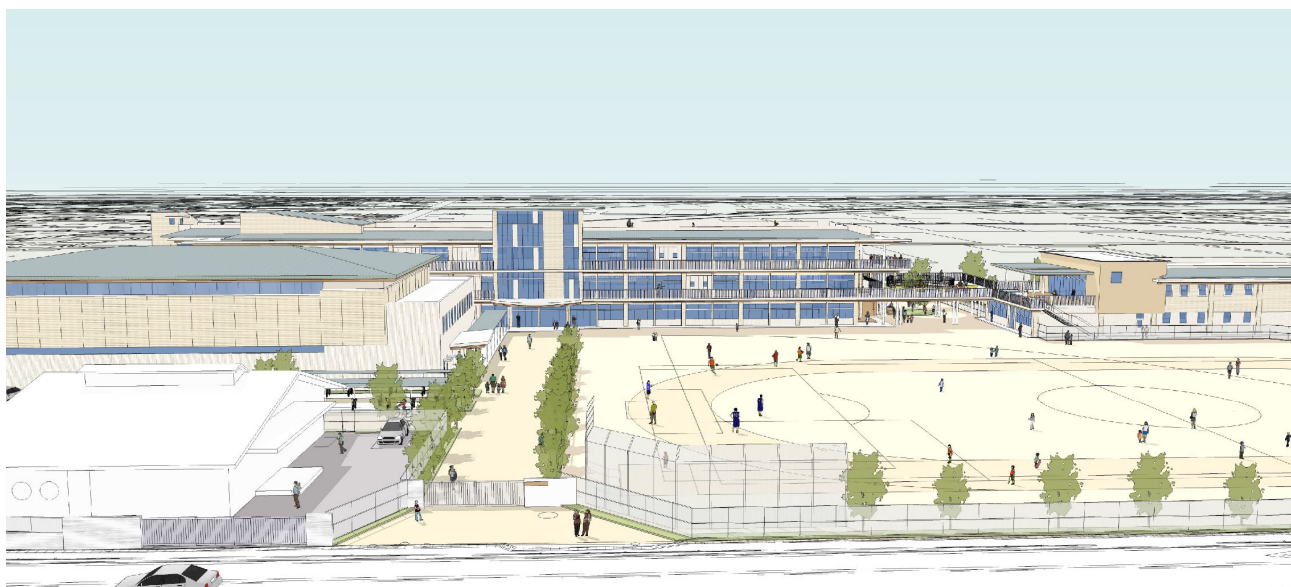
□西側上空から



□南西上空から



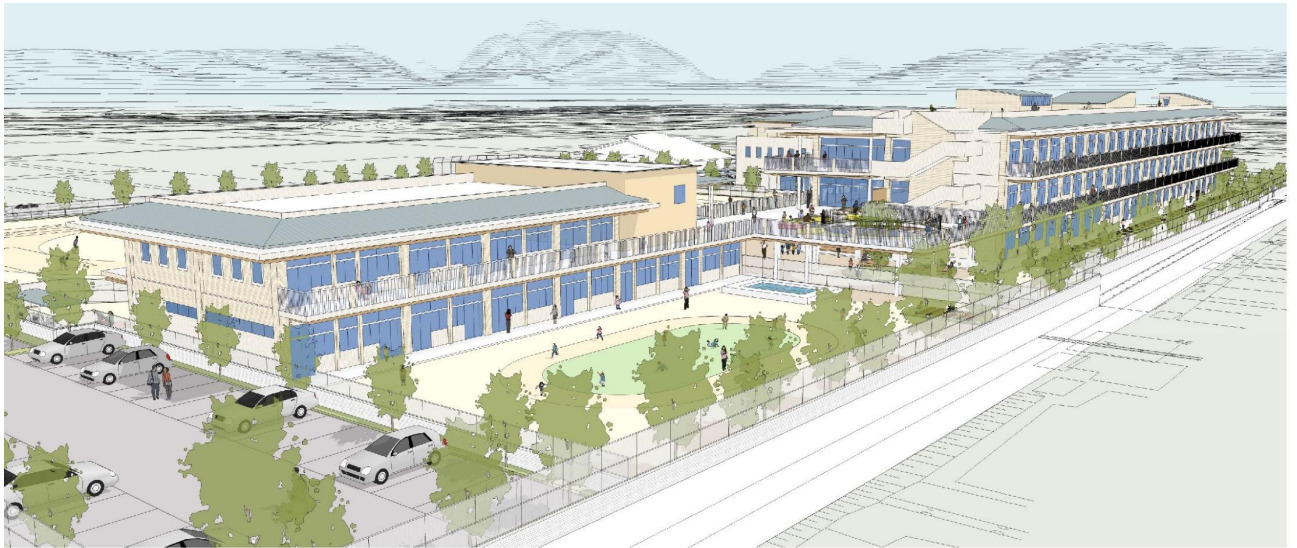
□南側上空から



□小中学校の出入口付近



□プール付近



□こども園の駐車場と園舎（南西面）



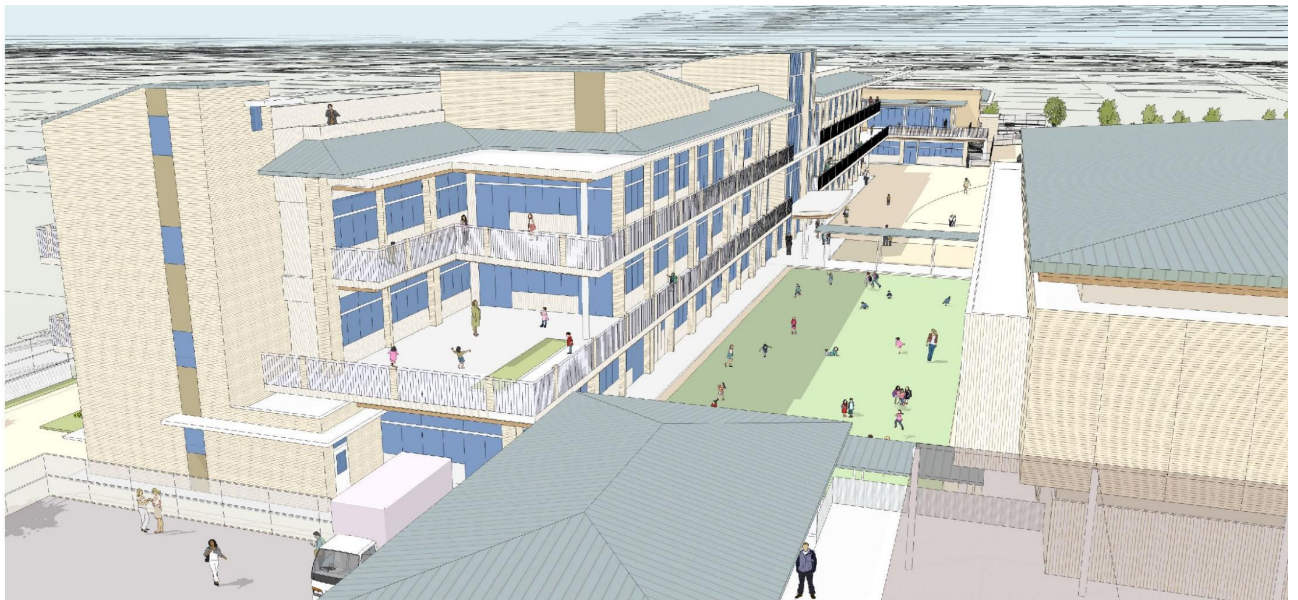
□こども園庭（西側から）



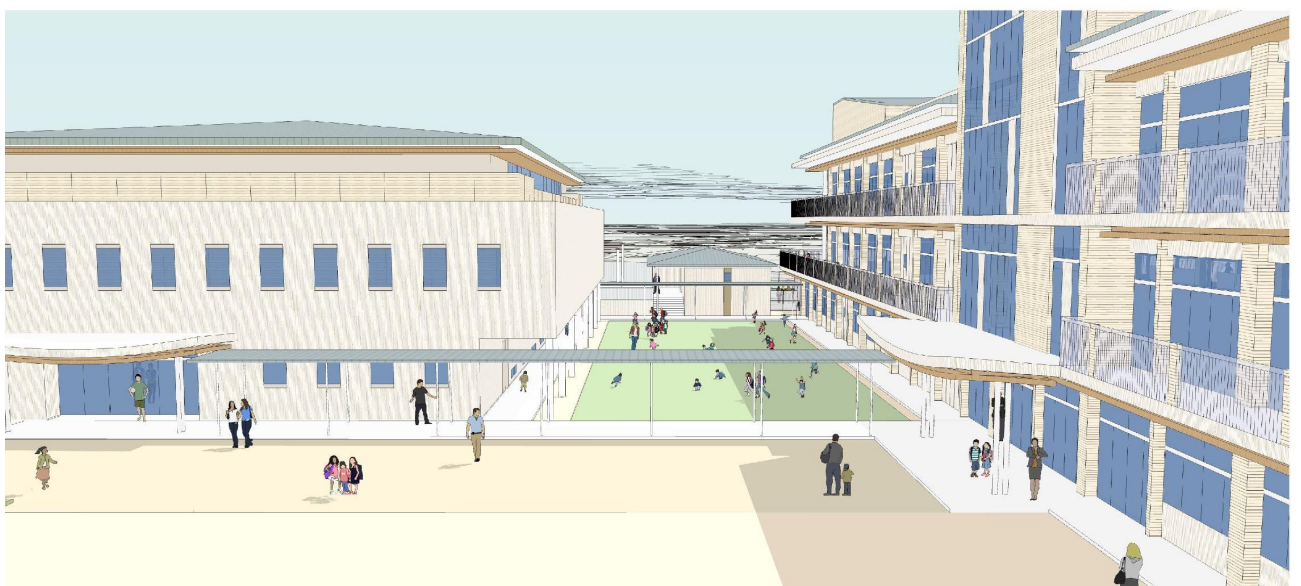
□2階テラス附近



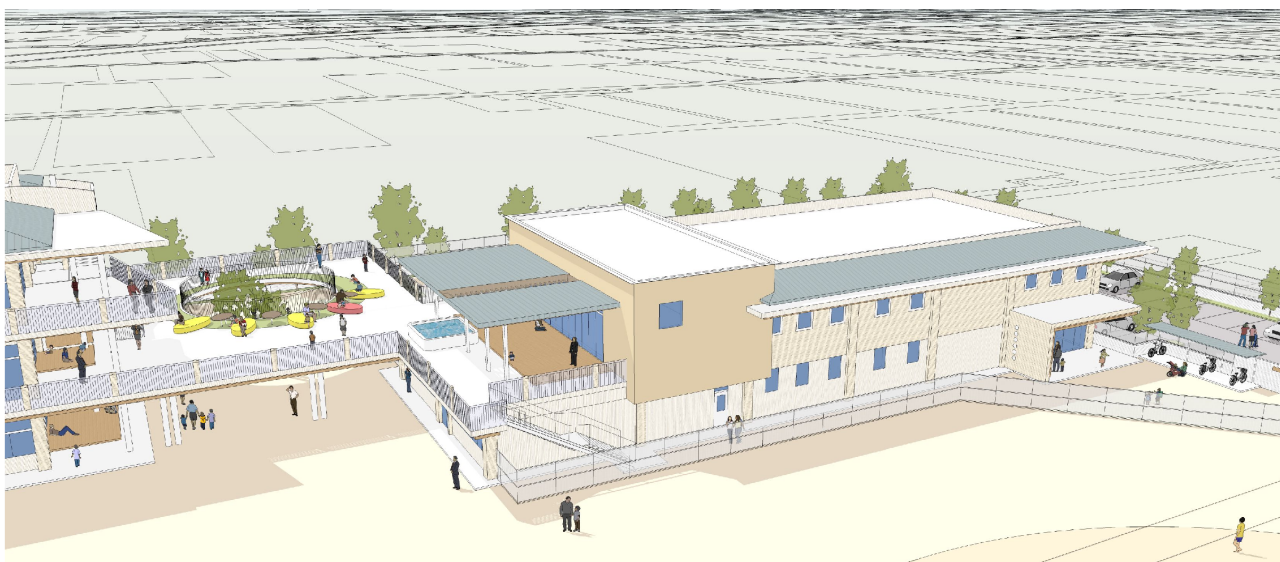
□校舎と屋上避難スペース



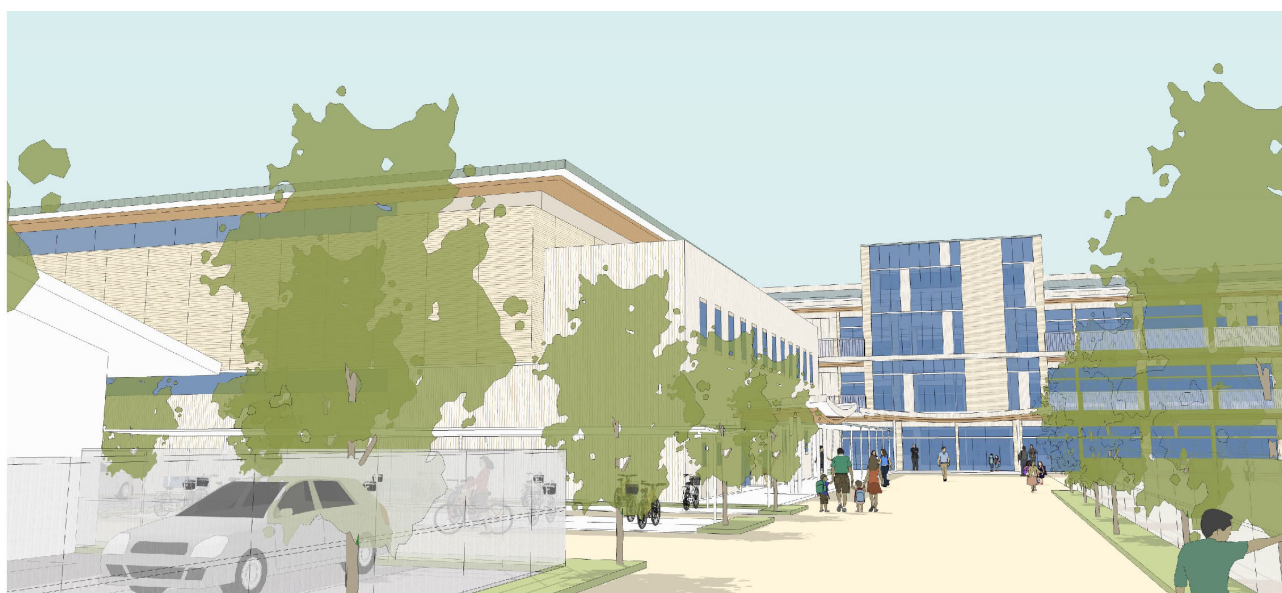
□中庭（プール側から）



□中庭（校庭側から）体育館入口～校舎昇降口まで



□こども園_園舎全景



□校門から昇降口への校内通路



□校舎北西面

7 策定委員会・ワーキング・事業説明会の運営支援

令和6度（第1回～第4回）から継続して検討委員会を5回（第5回～第9回）、公募代表住民とのワーキング（ワークショップ形式による見直し意見交換会）を3回を実施した。併せて、村民に向けた事業説明会を昨年度に続き2度開催した。

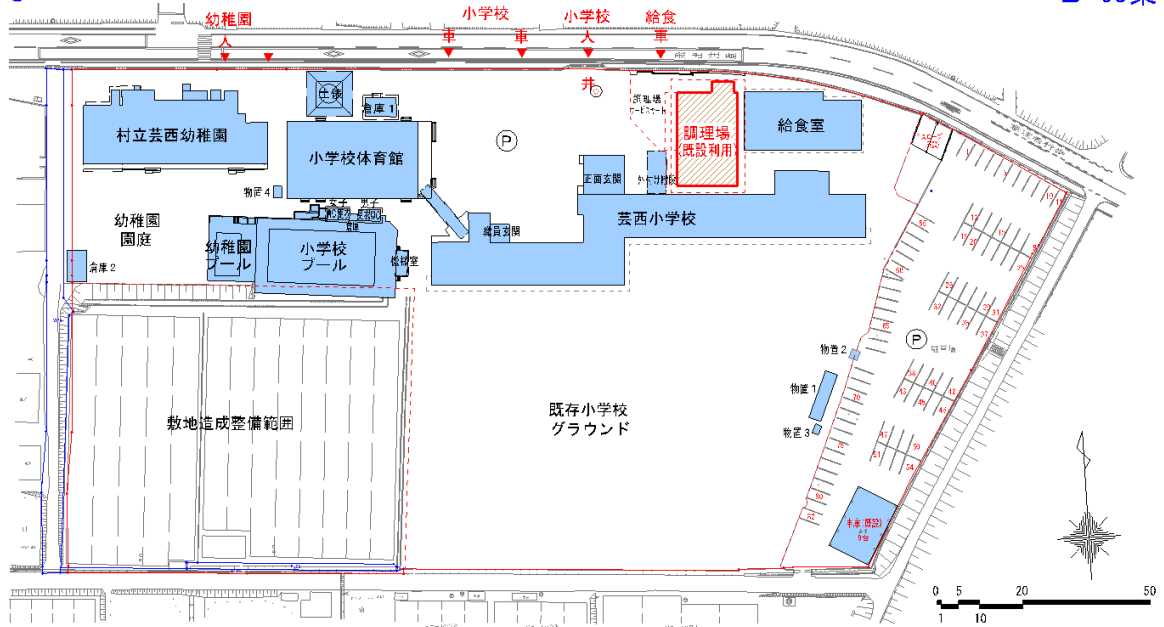
日程	◆検討委員会	■ワーキング部会（WS）	●住民説明会
令和6年 ～ 7年3月	◆第1～4基本計画検討委員会 ・配置・規模・事業計画等検討		●第1回住民説明会 (3月2日)
令和7年 5月	◆第5回基本計画検討委員会 ・住民説明会結果の報告 ・今年度の進め方	■第1回住民WS（5月29日） ・これまで計画～設計条件 ・住民説明会の意見と対応方針 ・基本計画の点検・評価	
7月下旬 ～ 9月上旬	◆第6回基本計画検討委員 ・第1回WS結果と対応方針 ・今年度の進め方	■第2回住民WS（8月1日） ・変更案の提示と意見交換 ・比較案検討、優先順位付け	●第2回住民説明会 (9月28日)
10月下旬 ～ 12月	◆第7回基本計画検討委員会 ・住民説明会結果報告確認 ・今年度の進め方	■第3回住民WS（10月29日） ・最終案絞り込み～利用計画等の意見交換 ・課題抽出～基本設計条件の提示	●第3回住民説明会 (12月21日)
12月下旬	◆第8回基本計画検討委員会 ・住民説明会結果報告確認 ・今後の進め方		
令和8年 3月	◆第9回基本計画検討委員会 ・基本設計条件資料の確認 ・審査方法、今後の進め方		
4月上旬 ～ 7月下旬	建築基本設計プロポーザル実施期間 ～ 設計業者の選定準備と決定まで		

8 施工計画と事業工程計画

1) 施工計画（ステップ図）の検討

STEP 0

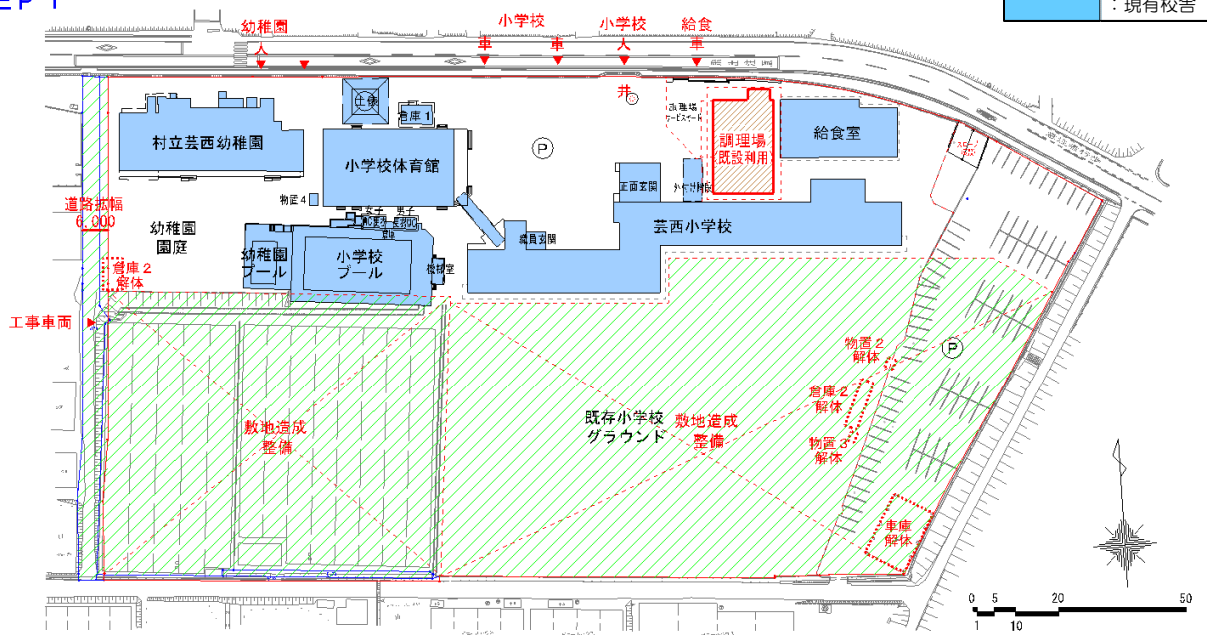
B-05案



・現況配置

色分け凡例	
	: こども園
	: 小学校
	: 中学校
	: 供用施設
	: 現有校舎

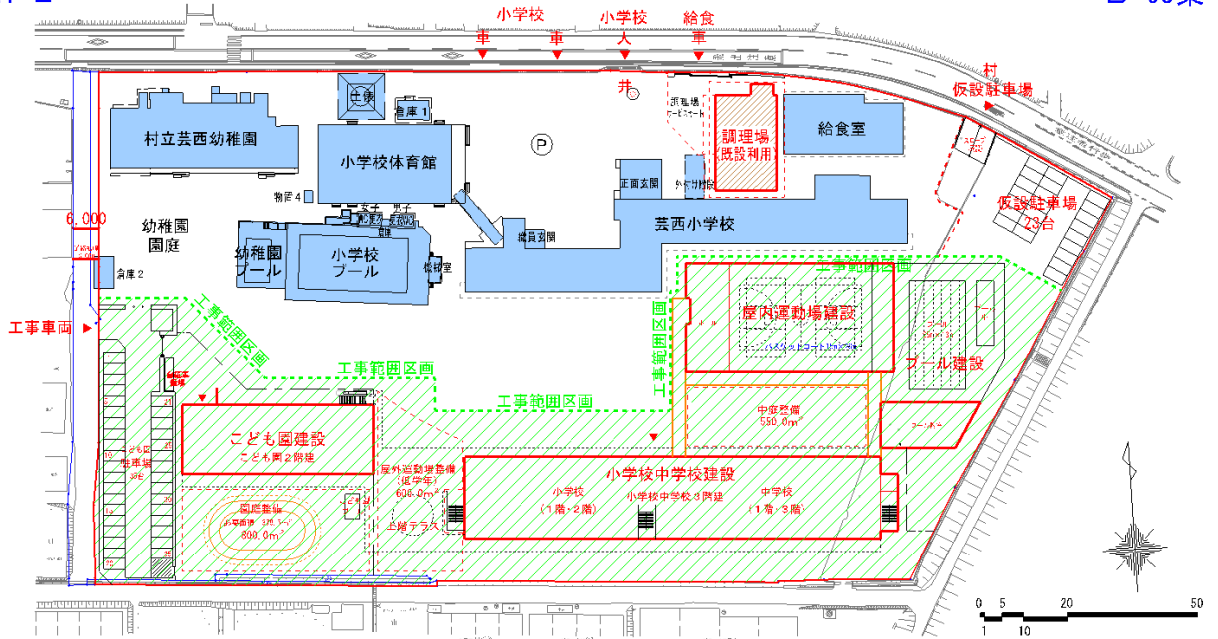
STEP 1



- ・西側道路拡幅
- ・敷地造成整備工事車両西側道路から
- ・水路切り直し

STEP 2

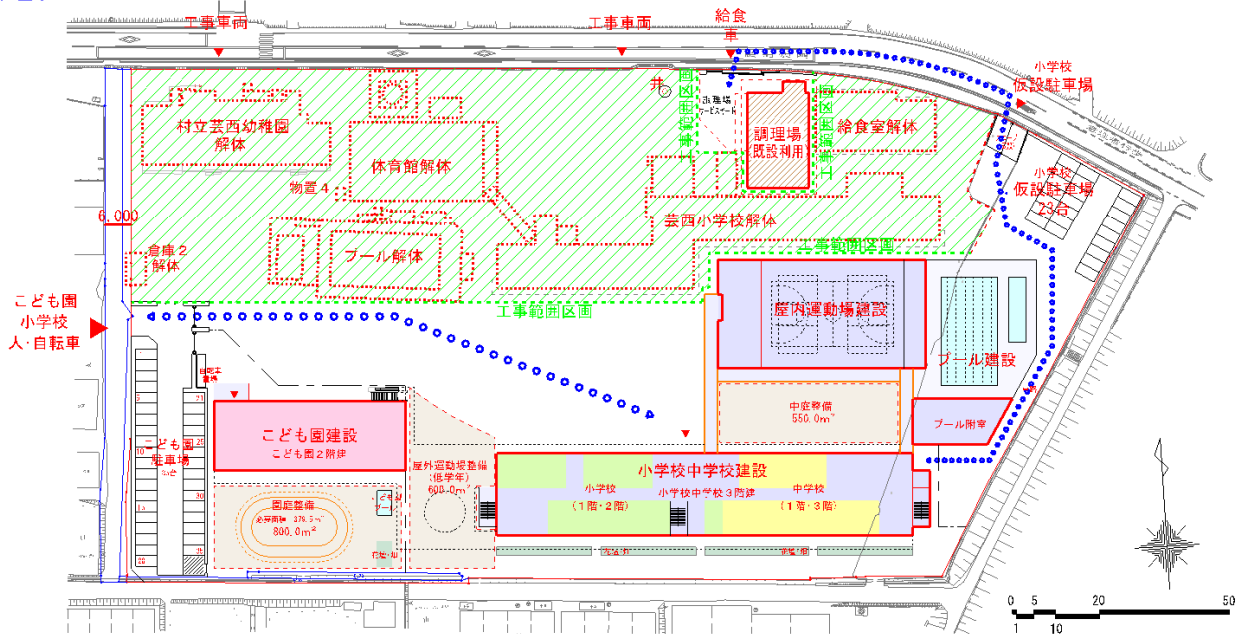
B-05案



- ・こども園建設工事、園庭整備、
- ・こども園建設後、幼稚園保育所引越し
- ・小中学校校舎、新体育館、プール建設
- ・小学校校舎完成後、小学校引越し

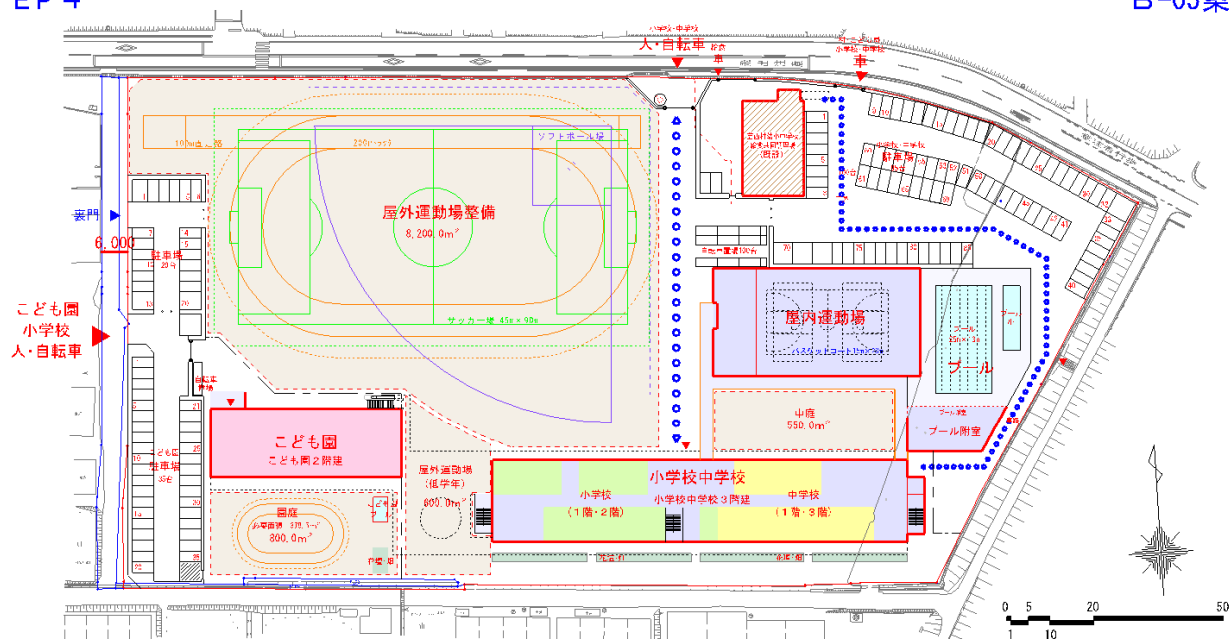


STEP 3



- ・小学校、体育館、プール解体
- ・幼稚園解体

色分け凡例	
	こども園
	小学校
	中学校
	供用施設
	現有校舎



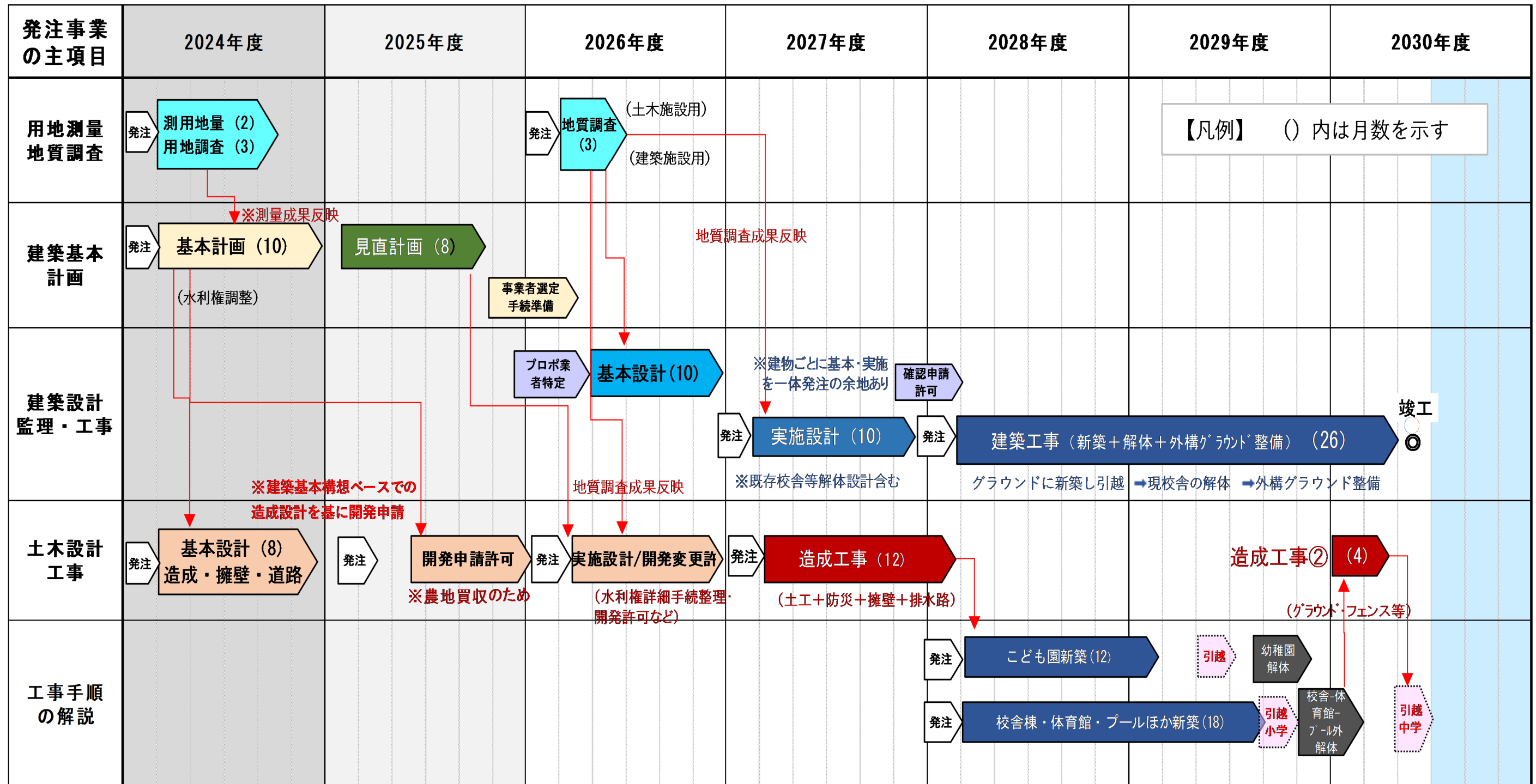
- ・ 幼稚園小中学校駐車場整備
- ・ 小中学校グラウンド整備
- ・ 中学校引越し
- ・ 完成 (竣工)

※配置計画図は、「令和7年度基本計画案 配置修正図」を参照のこと

色分け凡例	
	: 幼稚園
	: 小学校
	: 中学校
	: 供用施設
	: 現有校舎

2) ロードマップ（全体事業工程）の検討

前工事着手から供用開始するまでの概略事業工程を作成した。



9 参考資料：必要諸室の算定表

1) 小学校の諸室及び面積計画

芸西村：小学校の必要諸室の算定		公立学校施設費国庫負担金等に関する関係法令等の運用細目による算定					<特記>	
部門	室名	1室の規模 (コマ数)	1室面積 (㎡)	室数	合計面積 (㎡)	部門面積	運用細目では1教室74㎡を基準。	
1.教室	普通教室 (1~2CR/学年)	1.0	64	6	384	672	現状は2クラス 特支は普通教室の半分 ※現8クラス制では多目的室を暫定利用 多目的加算+少人数加算で見ている	
	特別支援学級	0.5	32	3	96			
	多目的室 (2.0室/学年)	1.0	64	2	128			
	少人数教室	1.0	64	1	64			
2.特別教室	理科室・準備室	1.5	96	1	96	576	特別教室の数は、最大8CRの時間割り編成において、必要な室数を芸西村にて検討の上、室数決定となる。 ・生活科室は多目的室と兼用の例もある。 ・外国語室は設置。 ・コンピュータ室は、タブレットの普及により、設置しない事例もあるが、プログラミング教育ほか専門的な活動のために設ける例もある	
	生活科室		0		0			
	音楽室・準備室	1.5	96	1	96			
	図工室・準備室	1.5	96	1	96			
	家庭科室・準備室	1.5	96	1	96			
	外国語室・コンピュータ室	1.0	64	1	64			
	図書室	2.0	128	1	128			
3.管理諸室	職員室	1.0	64	1	64	554	必要諸室・面積は、学校の状況による。 教職員の働き方改革のため、ゆとりあるデスクスペース、打合せスペース、休憩・情報交換ラウンジ、教材開発スペースなど、ゆとりある面積配分が望まれる。 男女別トイレの他、ジェンダーフリートイレを整備することが増えている。	
	校長室	0.5	32	1	32			
	事務室 (受付機能)	0.5	32	1	32			
	用務・主事室	0.5	32	1	32			
	保健室	1.0	64	1	64			
	教育相談室	0.5	32	1	32			
	会議室	0.5	32	1	32			
	印刷・教材開発室	0.5	32	1	32			
	教材室 (室数適宜)	1.0	64	1	74			
	放送室	0.5	32	1	32			
	職員更衣室	0.5	32	2	64			
職員トイレ	0.5	32	2	64				
4.その他	児童用トイレ	2.0	128		128	640	※一人当たり2.0㎡程度 ※現在は370㎡あり ※H29年新築 地域のスペースの設定は任意ですが、設置する例が多い。 ※現面積は約80㎡	
	児童用更衣室	1.0	64		64			
	児童会室	0.5	32	1	32			
	※多目的室ランチルーム	5.5	352	1	352			
	共同調理場 (現状利用)		0		0			
	PTA室	0.5	32	1	32			
	地域サロン (仮称)	0.5	32	1	32			
児童クラブ	1.0	64	1	64				
5.動線	昇降口・廊下・階段・EV・倉庫等 ※全体の30%程度				2506	1,074	30%以上が目安です。 30%を下回ると窮屈になっている。	
	A.校舎合計						3,516	国庫負担基準面積 いやや大きい9㎡
屋内運動場 ※小中で供用予定だが一旦別々に算出								
部門	室名	1室の規模 (コマ数)	1室面積 (㎡)	室数	合計面積 (㎡)	部門面積	幅20m×奥行(30m+ステージ6m)の想定する。 必要諸室により異なる。	
	アリーナ・ステージ				719	894	一旦、国庫負担基準面積に合わせている。	
	器具庫				30			
	地域開放用トイレ				20			
	地域開放用更衣室				40			
	防災備蓄倉庫				40			
	ホール・通路・地域用玄関等				45			
B.屋内運動場合計						894		
プール附属室 ※現有施設をそのまま利用								
部門	室名	1室の規模 (コマ数)	1室面積 (㎡)	室数	合計面積 (㎡)	部門面積	屋外プールの想定です。低学年プールを設けない場合は、水深調整、置床等の対応が考えられます。	
	屋外プール (25m、6コース)					240		
	更衣・シャワー室				100			
	監視室・採暖室				10			
	トイレ				40			
	倉庫				10			
	機械室				30			
動線					50			
C.プール附属室合計						240		
学校施設面積								
		計画面積		国庫負担面積				
	校舎	3,516 ㎡		3,507 ㎡			※屋外倉庫・トイレは、校舎の動線面積から捻出	
	屋内体育館	894 ㎡		894 ㎡				
	プール	0 ㎡		0 ㎡			※プールは無し = 現状利用	
	延床面積	4,410 ㎡		4,401 ㎡				

2) 中学校の諸室及び面積計画

芸西村：中学校の必要諸室の算定		公立学校施設費国庫負担金等に関する関係法令等の運用細目による算定					<確認事項>	
部門	室名	1室の規模 (コマ数)	1室面積 (㎡)	室数	合計面積 (㎡)	部門面積	運用細目にとり、1教室74㎡を基準。	
1.教室	普通教室 (3CR/学年)	1.0	64	3	192	480	運用細目にとり、1教室74㎡を基準。 特支は普通教室の半分とする。 多目的加算+少人数加算で見ている。	
	特別支援学級	0.5	32	4	128			
	多目的室 (1室/全校)	1.0	64	1	64			
	少人数教室 (1室/学年)	0.5	32	3	96			
2.特別教室	理科室・準備室	2.0	128	1	128	896	特別教室の数は、最大3 CRの時間割り編成において、必要な室数を 芸西村にて検討の上、室数決定となる。 ・木工室・金工室をそれぞれ設ける例も ある。 ・コンピュータ室は、タブレットの普及に より、設置しない事例もあるが、プログ ラミング教育ほか専門的な活動のために 設ける例もある。	
	音楽室・準備室・楽器庫	2.0	128	1	128			
	美術室・準備室	2.0	128	1	128			
	技術室(木工・金工)・準備室	2.0	128	1	128			
	調理室・準備室	1.0	64	1	64			
	被服室・準備室	1.0	64	1	64			
	外国語室	1.0	64	1	64			
	コンピュータ室	1.0	64	1	64			
	図書室	2.0	128	1	128			
	3.管理諸室	職員室	1.0	64	1			64
校長室		0.5	32	1	32			
事務室 (受付機能)		0.5	32	1	32			
用務・主事室		0.5	32	1	32			
保健室		1.0	64	1	64			
教育相談室		0.5	32	1	32			
進路指導室		0.5	32	1	32			
会議室		0.5	32	1	32			
印刷・教材開発室		0.5	32	1	32			
教材室 (室数適宜)		1.0	64	1	64			
放送室		0.5	32	1	32			
職員更衣室		0.5	32	2	64			
職員トイレ		0.5	32	2	64			
4.その他	生徒用トイレ	2.0	74	2	148	350	男女別トイレの他、ジェンダーフリートイ レを整備することが増えている。 地域のスペースの設定は任意ですが、設置 する例が多い。	
	生徒用更衣室	0.5	32	1	37			
	生徒会室	0.5	32	1	32			
	給食搬入室	0.5	32	1	32			
	配膳室	0.5	32	1	37			
	PTA室	0.5	32	1	32			
	地域サロン (仮称)	0.5	32	1	32			
	昇降口・廊下・階段・EV・倉庫等 ※全体の30%程度				2302			987
A.校舎合計						3,289	国庫負担基準面積より542㎡オーバー	
屋内運動場 ※小中で供用予定だが一旦別々に算出								
部門	室名	1室の規模 (コマ数)	1室面積 (㎡)	室数	合計面積 (㎡)	部門面積		
	アリーナ・ステージ				756	1,260	幅21m×奥行 (30m+ステージ6m) の想 定。 15m×15m程度とし、柔剣道両用のコンパ クトサイズとする事例もあり。 ただし、この規模で武道場まで設けるかど 必要諸室により異なる。	
	器具庫				60			
	武道場				225			
	武道場用器具庫				40			
	地域開放用トイレ				30			
	地域開放用更衣室				40			
	防災備蓄倉庫				60			
	ホール・通路・地域用玄関等				49			
	B.屋内運動場合計							1,260
プール附属室 ※現有施設をそのまま利用								
部門	室名	1室の規模 (コマ数)	1室面積 (㎡)	室数	合計面積 (㎡)	部門面積		
	屋外プール (25m、6コース)					240	※芸西村は現状利用!	
	更衣・シャワー室				100			
	監視室・採暖室				10			
	トイレ				40			
	倉庫				10			
	機械室				30			
	動線				50			
C.プール附属室合計						240		
学校施設面積			計画面積	国庫負担面積				
	校舎		3,289 ㎡	3,118 ㎡	オーバー		※屋外倉庫・トイレは、校舎の動線面積から捻出	
	屋内体育館		1,260 ㎡	1,138 ㎡	オーバー		※部室が必要な場合、別途計上	
	プール		㎡	0 ㎡			※体育館を兼用小学校なので別途精査が必要	
	延床面積		4,549 ㎡	4,256 ㎡				

3) 認定こども園の必要諸室算定 → 定員 145 人のケース※これを園舎計画の条件とする。

室名	定員 (人)	基準面積 (㎡/人) ★	最低面積 (㎡)	計画面積 (㎡)	※最低面積は、固定物除く内法面積 ※計画面積は、壁芯面積に補正
0歳児室 ★1	10	3.3	33	43.0	最低面積 + 10.0㎡
トイレ・沐浴室				10.0	
調乳室				5.0	
押入・収納				4.0	
1歳児室 ★1	20	3.3	66	76.0	最低面積 + 10.0㎡
トイレ				10.0	
押入・収納				4.0	
2歳児室 ★2	25	1.98	49.5	59.5	最低面積 + 10.0㎡
トイレ				10.0	
押入・収納				4.0	
3歳児室 ★2	30	1.98	59.4	99.4	最低面積 + 10.0㎡ + 2室対応30㎡
トイレ				10.0	
押入・収納				6.0	
4歳児室 ★2	30	1.98	59.4	69.4	最低面積 + 10.0㎡
トイレ				10.0	
押入・収納				6.0	
5歳児室 ★2	30	1.98	59.4	69.4	最低面積 + 10.0㎡
トイレ				10.0	
押入・収納				6.0	
遊戯室 ★3	115			149.5	1.3㎡/人程度 ※2歳以上の園児
倉庫				30.0	
事務室（職員室）	39			60.0	※こども園職員数により設定
医務室				10.0	
職員トイレ				10.0	
職員更衣室				10.0	
職員休憩室				20.0	
給湯室				5.0	
多目的トイレ				5.0	
相談室				50.0	
倉庫				40.0	
調理室				70.0	
配膳室				20.0	
廊下・玄関・その他				297.4	諸室合計の約30%
					※現園舎610㎡+630㎡ = 1240㎡
合計	145			1288.6	8.8㎡/人
★児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例による					
★1：乳児又は満二歳に満たない幼児の乳児室又は保育室 → 3.3㎡/人以上					
★2：満二歳以上の幼児の保育室 → 1.98㎡/人以上					
★3：満二歳以上の幼児の遊戯室 → 1.98㎡/人以上 但し、★2の保育室で1.98㎡とれていれば、遊戯室はこれより小さくて良い。					
屋外遊技場（必要面積）					
算定式	満二歳以上の幼児人数 × 3.3㎡/人以上★				
計 算	(25+30+30+30) × 3.3 = 379.5㎡以上				